

地名 散歩

第137回 本家をアピールする「元」の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

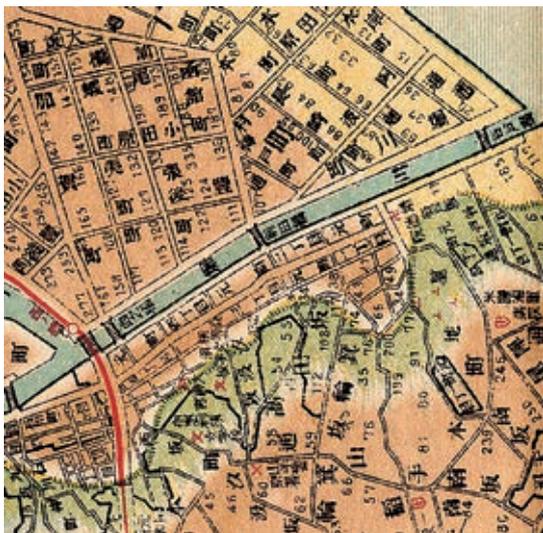
現在のことは知らないが、私の世代で横浜市の小学校に通った人は「横浜市歌」をたいてい暗記している。作詞は森鷗外。歌詞は「わが日の本は島国よ……されば港の数多かれどこの横浜にまさるあらめや むかし思えばとま屋の煙 ちりりほらりと立てりしところ(以下略)」と港町・横浜の発展を詠った文語文で、小学生の私は懸命に丸暗記こそしたけれど、意味はあまり理解していなかった。

とま屋、つまり草葺きの小屋から煙がちりりほらりと立ち上っていた頃の横浜村は、本牧の半島から北西に砂洲が沖へ伸びる付け根にあり、横に突き出した浜ということから横浜の地名が生まれたという。砂洲の西側はかつて入り海(ラグーン)であったが、江戸初期にはすでに吉田新田という干拓地および埋立地になっている。

さて、その横浜村は幕末の安政6年(1859)

に国際貿易港として開港した。幕府は外国人居留地を確保するために開港翌年の万延元年(1860)2月、横浜村の民家90余軒を堀川(中村川)の南東側に移している。当初は本村、元村、元村町などと呼ばれたが、横浜元町を経て明治22年(1889)の横浜市の誕生とともに横浜市元町(現在は中区)となった。元町という地名は横浜村の地名のルーツという意味がある。山下町の外国人居留地と山手の居留地の中間にあったため、それまでの生業であった農漁業から日用品などを扱う商人への転身が目立ったという。現在では東急みなどみらい線(横浜高速鉄道)が通じて元町・中華街という駅に遠方から観光客が集まってくる。

もうひとつの国際貿易港である神戸にも元町もとまちはあり、こちらはJRや阪神の駅名にもなった。ただし町名は「元町通」。古くは西国街道(山陽



幕末からの横浜市元町(現中区)。堀川の下側に細長く伸びている。上側は外国人居留地の山下町で、周囲と角度が異なる街区が中華街。松信大助「横浜市全図」大正4年再版



西国街道沿いに発達した神戸市元町通は、旧三ノ宮駅(現元町駅)の南側から西へ伸びている。右下の明石町、播磨町などの一画は居留地。高梨東神堂「神戸市新図」大正8年

道)に沿った家並みで、享保年間(1716～36)の『行程記』にはすでに街道の両側にびっしりと家屋が櫛比^{しっぴ}していたという。幕末に開港場として神戸町が誕生、関西で初めての鉄道が大阪～神戸間に開業した年の明治7年(1874)に大手町、浜ノ町、札場町、松屋町、中ノ町など計11町がおおむね元町通一丁目から六丁目までに統合され、同27年には七丁目を追加した。『角川日本地名大辞典』によれば「もとから町屋だったことによる」という。なるほど簡潔な由来だ。

「もとから町屋」という由来は、全国各地の元町にかなり共通している。明治以降に開拓が進んだ北海道の各市町村にも多いが、『角川』によれば岩見沢市元町が「市街地の発祥の地である当地を元町と通称していたことによる」としているし、苫小牧市元町も明治17年(1884)の寺の建設を機に人家が増え「苫小牧ではじめて市街地が形成された」ことを由来に挙げている。留萌市元町も同様で、市街発祥の地に元町の呼称が与えられてきた。長らく通称であったケースもあり、大正4年(1915)の岩見沢、昭和3年(1928)の苫小牧などの他、昭和24年(1949)に誕生した留萌市のように、本州以南を含めて戦後生まれの元町はむしろ多数派である。郡部では道北の幌延町が昭和34年(1959)に元町を設定しているが、幌延、ウブシにまたがる通称・元町が正式になったものだ。「市街地発祥の地であることから元町の名称を採用」したという。

現在は市内も広がったけれど、「新しい郊外の町とは違って、この都市ができた頃からの町場であった」という物語は住民にとって心地よく響くのだろう。私が18歳までの15年ほどを過ごした南希望ヶ丘という新興住宅地は、横浜市内といっても昭和14年(1939)に編入されるまでは都筑郡二俣川村大字二俣川で、いわゆる

「港町ヨコハマ」のイメージは片鱗もない。横浜に住んでいると他の地方の人が聞くと、おおむね「港の見える丘公園」とか「外国人墓地」あたりのエキゾチックな一画を想像するのだが、こちらは「横浜といっても郊外の田舎でして……」と急いで付け加えるのが常であった。どこかに元町コンプレックスがあるのかもしれない。

さて、横浜市内には元のつく町名がいくつかある。このうち青葉区の元石川町は東急田園都市線たまプラーザ駅の西側で、かつては同駅やあざみ野駅も含む広域の町であった。江戸期には都筑郡石川村と称し、町村制施行後は同郡山内村大字石川。ルーツをたどれば平安時代に見える「石川牧」に遡る由緒ある地名である。ところが明治22年(1889)に横浜市域となったエリアにあったのが石川町だ。京浜東北線に石川町駅もある。こちらはもと久良岐郡石川村で、後に石川中村を経て明治6年(1873)に石川町が設定された。こちらも鎌倉時代の石川郷以来の地名だ。最初から横浜市域であり、都筑郡山内村の方が後から市域に加わったのは確かだが、歴史は中区のより古いということで元石川町と名付けた。

もっと昔に「元」を付けた地名もある。たとえば昭和3年(1928)まで東京市京橋区にあった元大工町(現中央区八重洲と日本橋にまたがる)は、大工が多く住んだことにより古くは単に「大工町」と称した。その後、元禄3年(1690)に町の東側が幕府の御用地となり、その代地が現在の東京駅に近い場所に与えられたため、これが南大工町となった。以後は元の場所が元大工町となっている。このような代地によって誕生した町を「代地町」と呼び、江戸には同様に元を冠したケースが目立つ。これらの多くは大正期まで存続したが、関東大震災の復興事業に伴う昭和初期の町名地番整理で多くが失われた。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.799
2023 August



表紙写真

「滝を突き進む」

第37回写真コンクール
銀賞(自由部門)
楠原 良則●岡山会

鳥取県八頭町、若桜鉄道の風景です。川の
流れ落ちる音と地名から「徳丸どんど」と名
付けられています。実際は滝の上を走行し
ていませんが、撮影場所とカメラの位置に
より滝を走っているように見え、川に入っ
ての撮影です。廃線が叫ばれている鉄道が
多い中、観光列車として町の地域おこし
として頑張っている鉄道をご覧下さい。

地名散歩 今尾 恵介

03 会長・副会長就任の挨拶

07 第80回定時総会

17 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.114
三重会/埼玉会

20 第38回写真コンクール開催

29 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第92回 土地家屋調査士の歴史について「歴史を振り返る、現在、未来」 第二部
長野県土地家屋調査士会 松本 誠吾

33 (お知らせ)
土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテ Map」の価格改定について

34 国民年金基金

36 お知らせ
土地家屋調査士2024年オリジナルカレンダー

37 土地家屋調査士名簿の登録関係

38 ちょうさし俳壇

39 会務日誌

40 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

41 各土地家屋調査士会へ発信した文書

42 ネットワーク50
山形会

43 編集後記



会長就任のご挨拶

～制度を未来につなぎましょう！～

会長 おかだ じゅんいちろう
岡田 潤一郎



盛夏の候、皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中での業務を始めとする様々な対応をいただきまして、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

本年6月20日、21日に開催されました、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)第80回定時総会において、会長に再任いただきました、愛媛県土地家屋調査士会所属・岡田潤一郎です。通算で3期目の会長職となりますが、どうぞよろしくお願いします。

さて、改正土地家屋調査士法の成立から5年目を迎える本年においては、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律が4月27日に施行されました。また、改正民法・不動産登記法のうち、相続登記の申請義務化施行まで一年を切り、登記名義人の死亡等の事実の公示制度及び、登記名義人の住所変更登記の申請の義務化施行予定まで約三年と迫ってきます。さらに、土地基本法の大改正から三年が経過し、国土の適正な利用と管理の在り方に社会的意識の転換も感じられます。これらの時流は、土地家屋調査士制度を取り巻く環境が、大きな変化の渦中に在ることを意味するところです。

私たち土地家屋調査士は、これらの国民生活に密接に関係する制度の変革という潮流を不動産の表示に関する登記、そして土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民の皆様にも正しく伝える責務を引き続き担うことになると理解しています。

日調連では、制度の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につながり、更には行動の共有へと進め、未来に向けて土地家屋調査士制度と国民生活をつなぐ大きな架け橋となると考えており、会員一人一人が、不動産の表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにするための業務を遂行することにより、不動産に関する権利の明確化に寄与し、社会に安定した生活を提供する職責を全うすることができるものと考えていますし、国策と認識するデジタル化の促進と対応等、社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応するべく、新しい業務形態の構築と実践から職業としての魅力を強く広く社会へ継続発信することにより、受験者の拡大を目指します。そして、これらの方向性を共有するためにも、会員一人一人が、この国の社会環境を正確に分析し、土地家屋調査士としての適正かつ正確な業務遂行に加えて、専門職ならではの付加価値を提供しつつ、資格者としての対価を考える機会を創出します。

日調連会長として、土地家屋調査士が不動産の表示に関する登記及び筆界を明らかにする事を業務とする唯一無二の専門家として、また隣接法律専門職としての地位を確立し、承継する事こそが制度の未来を切り拓くものであると確信しています。その事が、社会から必要とされ続ける存在となり、全国の会員の皆様の事務所経営基盤をより強固なものとすると同時に、信頼と共感が土地家屋調査士制度を前に進める原動力であることを理解しているところです。「骨太の方針2023」本文に「法務局地図作成」に関する記載がされるに至った経緯も含め、土地家屋調査士制度の確かな未来のために、これらの歩みを止めることなく、日調連役員一丸となって、土地家屋調査士制度の調和に身を尽くす覚悟です。

今後も日調連は、制度を未来につなぐ事を見据え、関係諸官庁・団体との相互理解に努め、連携を強化し、土地家屋調査士制度の充実と発展に向けて全力で取り組み、課題に立ち向かう覚悟であります。

さらに、私たち土地家屋調査士の伝統とも言える「先輩を敬い、後輩を思いやり、同輩を尊重する。」風土を大切にしつつ、今日まで積み上げてきた事業、提言、要望等の成果を育み、国民の皆様からの声に耳を傾け、全国土地家屋調査士政治連盟及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との強い連動のもと活動してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、会長就任のご挨拶とさせていただきます。



副会長就任のご挨拶

副会長 きたむら ひでみ
北村 秀実



この度、副会長に選出いただきました、滋賀県土地家屋調査士会所属の北村秀実です。総務部・研究所を担当いたします。

世の中の流れとして、リモート化が急拡大し、必然的にデジタル化への対応ができる体制を整備しなければなりません。具体的には、早ければ令和7年度から運用が開始されるデジタル庁の国家資格等情報連携・活用システムの状況を注視しつつ、連合会登録システムの改修を引き続き進めます。また、将来構想として連合会登録システムと各土地家屋調査士会の会員管理システムとの連携に向けて皆様のご意見をお聞きしていきたいと思っております。

前期総務部長の経験として、会員数の少ない土地家屋調査士会で会務を運営することがいかに大変かをこれまでお聞きしてきました。今後は各土地家屋調査士会の自治を尊重しながらも、各土地家屋調査士会の事務の軽減に向けて具体案の作成を検討します。また、会員数の多い会からは土地家屋調査士法人に関する問い合わせが多くありました。社会的課題に立ち向かう専門資格者としての事務所形態(個人、法人、共同事務所等々)の問題点及び可能性を検討していきます。

法改正や制度改革といった外部環境の変化に向けて、継続的な研究は引き続き必要です。そのため今期は、これまで以上に地籍問題研究会との意見交換・連携を進めたいと思っております。

最後に、連合会の事業を行うには経験豊富な事務局職員をサポートが必要なのはいうまでもありません。そのため、連合会事務局はもちろん、各土地家屋調査士会事務局に勤務する職員皆様のご意見も聞かせていただきたいと思います。これからの2年間、いろいろな機会でお目にかかると思っておりますので、お気軽にお声がけいただけると幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副会長就任のご挨拶

副会長 さ さ き よしのり
佐々木 義徳



この度、岡田会長の指名副会長として就任いたしました、東京土地家屋調査士会所属の佐々木義徳です。

東京会の会長との両職を兼ねることになりますが、このような機会を与えて頂き感謝するとともに、大きな責任と使命を感じております。

連合会と土地家屋調査士会との両組織の役割を有機的に結びつけ、相乗効果を追求することを目指し、任期の2年間、岡田会長を補佐し会員の皆様の信頼と期待に応えられるよう全力で努めてまいります。

特に連合会の目的である、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事務については、東京土地家屋調査士会の代表としての立場も踏まえつつ、各土地家屋調査士会と連携し、より効率的な手段による登録手続きの構築を目指し推進してまいりたいと思います。また、土地家屋調査士制度の発展と組織の改善を達成するためには、ブロック協議会及び各土地家屋調査士会との相互の支援と協力が不可欠と考えます。登記所備付地図作成作業を始めとする、土地家屋調査士の業務拡充に関しては、政治連盟と公嘱協会とも協力し土地家屋調査士制度の推進を図ります。

岡田会長のもとで、役職員と協力しながら、多様化する社会の中で「土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に係る国民の権利の明確化」を使命とする土地家屋調査士としての本質的な役割を変えることなく、公正かつ透明性の確保を重視し、皆様とオープンで対話的な関係を築きながら、諸規則や施策の策定に取り組み、時代に合った会務の推進を目指し、制度の発展と調和を促進してまいります。

次世代の土地家屋調査士を見据え各土地家屋調査士会の充実発展と、会員一人ひとりの輝きを大切にするために、皆様のご意見やご要望を真摯に受け止め、全力で取り組む所存です。

どうぞよろしくお願いいたします。



頼れる国家資格者として「強い連合会」を目指します

副会長 すぎやま ひろし
杉山 浩志



この度、日本土地家屋調査士会連合会第80回定時総会において選出いただき、副会長に就任いたしました山口県土地家屋調査士会所属の杉山浩志です。

これからの2年間、研修部、社会事業部、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会を主に担当することになりました。

今年度担当する部の主な事業計画については、総会で承認された事項に基づき、結果を出すべく、これまで山口会会長として取り組んできた経験(土地家屋調査士が「相隣関係」を扱えるようADRセンターの法務大臣認証を取得、「財産管理人支援センター」の設立、測量士を土地家屋調査士法違反で「告発」等)や、ブロック協議会会長、連合会各種委員等を歴任させていただいた経験を活かし、我々の「既存の業

務をしっかりと守り」、且つ「新たな業務分野の開拓」を強く推し進めることも視野に入れ、部長始め所属理事の皆様と共に、全力で取り組む所存です。

また、全国の会員の皆様方の声をしっかりと聞きし、「風通しの良い議論」が出来る環境も整えていきたいと考えております。

これからますます加速化していくデジタル社会において、我々の資格が必要とされ続けるために何を為すべきか、今出来ることは何か、その次に出来ることは何か、10年後はどうなるのか等、担当部において、取捨選択事項及び優先順位の決定等を的確に判断する等、戦略をしっかりと立てて、内部的にも対外的にも、今まで以上に国民の頼れる国家資格者として「強い連合会」になることを目指し、前進してまいりたいと考えておりますので、全国の会員の皆様からのご指導とご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。



副会長就任のご挨拶

副会長 さんのへ やすひと
三戸 靖史



この度、日本土地家屋調査士会連合会第80回定時総会において、副会長に就任しました青森県土地家屋調査士会所属の三戸靖史です。財務部、業務部の担当となりました。

業務部は会員の日常業務に直結する案件を扱っています。近年のデジタル化の要請は加速しており、特に登記所備付地図データ(XMLデータ)のオープン化に伴う変化・進化には注目です。航空写真に地籍情報を重ねた地図にとどまらず、更なる価値を付された地図が次々と発表されています。地籍情報を扱う土地家屋調査士への期待は大きく、土地家屋調査士の地位・報酬の安定・向上を図るチャンスにもなっています。社会の期待に応えるには同一規格の地籍情報が必要です。それゆえ国家座標に基づく登記基準点測量を強く推進していきます。令和5年度は登記基準点測量の研修を各ブロックにて行うことを計画しておりますので、積極的な参加をお願いします。

財務部につきましては、規則等にのっとった適正かつ効率的な会務運営を行うため、予算が計画的に執行されるよう事業内容を含めて適正に管理することを主とします。喫緊の課題としては、会員数の減少に伴う中長期的な財政計画を検討することです。事業費支出、管理費支出のうちでも、組織としての活性化を図るには管理費支出についての検討が実は重要であると考えています。なぜなら、連合会は全国から時間と経費をかけて集まる役員・委員の集合体であるからこそ、人材確保には安定した保証が必要だからです。これは連合会事務局職員も同じです。人材あっての連合会ですから、人を大事にする姿勢で務めたいと思います。

正副会長間では迅速かつスムーズな情報共有ができるようLINEグループ「チーム岡田」を作りました。岡田連合会長のもと会員に仕え、土地家屋調査士制度に仕えます。全国の役員、会員の皆様とも情報共有を密にし、積極的に議論していきたいと思っております。真正面から受け止めていきます。どうぞよろしくお願いたします。

第80回定時総会



はじめに

令和5年6月20日(火)、21日(水)、東京ドームホテル地下1階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会第80回定時総会が開催された。齋藤健法務大臣をはじめ、多くのご来賓をお迎えし、総会構成員150名(各土地家屋調査士会会長47名、代議員103名)、105名のオブザーバーの出席の下、厳粛に開催された。開会に先立ち、物故者への黙祷、「土地家屋調査士倫理綱領」の唱和、「調査士の歌」の斉唱が行われた。

1 開会の言葉

鈴木泰介副会長により、開会の挨拶が行われた。

2 会長挨拶 岡田潤一郎会長

本日は、第80回総会の開催にあたり、齋藤健法務大臣をはじめ、ご来賓の皆様におかれましては、ご公務ご多忙の中ご臨席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。また、各土地家屋調査士会を代表して、出席をいただいております会長・代議員の皆様におかれましては、日々の会務と会員指導にご尽力をいただき感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合して対面で総会が通常開催できるのは、約4年ぶりになります。ご参集いただきました皆様、ありがとうございます。



岡田会長

当連合会においても、感染症により一部活動が制限されましたが、令和4年度の事業方針大綱に基づき、事業計画を皆様のご協力により取り組むことができました。土地家屋調査士は、令和2年に施行された改正土地家屋調査士法における第1条の使命規定を受け、筆界を明らかにする業務の専門家として、国民の皆様から必要とされ続ける専門資格者として、常に進化を続けることが求められています。本年は、民法等の一部を改正する法律により、「共有」の考え方に重要な変革が導入されるに至りました。また、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律が、4月27日に施行されます。さらに、相続登記の申請義務化の施行まで約1年、登記名義人の死亡などの事実の公示及び登記名義人の住所変更登記の申請の義務化の施行予定まで約3年と迫ってまいりました。これらの国民の皆様のご生活に密接に関連する制度の変革というこの潮流を、私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記、そして、土地の境界を明らかにする業務の専門家として、国民の皆様にご正しく伝える責務を引き続き担っていく必要があります。そして、本年6月16日に閣議決定された「骨太の方針2023」の本文に、基本方針などに基づき、地籍調査や法務局地図作成作業などを含む所有者不明土地等対策を進めるとともに、空き家対策と所有者不明土地対策を立体的・総合的に推進すると宣言されるに至りました。土地家屋調査士としての日常業務が、国民生活の安心と安全に不可欠であります。今後も日本土地家屋調査士会連合会は、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託

登記土地家屋調査士協会連絡協議会と強力に連動して、土地家屋調査士制度の充実・発展に向け、全力で取り組む必要があります。土地家屋調査士制度の未来が光り輝くためにも、本日と明日の定時総会は、構成員の皆様の未来志向、かつ国民目線のご意見とご提言をいただき、次世代を担う資格者にとって実り多き総会になることを期待し、ご来賓の皆様へ感謝を申し上げ、定時総会の開催に当たっての会長挨拶とさせていただきます。

3 法務大臣表彰状授与式



法務省民事局民事第二課高橋美津男法務専門官による司会のもと、齋藤健法務大臣より29名の受賞者一人一人に直接表彰状が授与された。

4 連合会長表彰状授与・感謝状贈呈

連合会顕彰規程第4条、5条及び第6条の表彰状受賞者、連合会顕彰規程第7条感謝状受贈者が発表された。

5 来賓祝辞

代表して齋藤健法務大臣より祝辞をいただいた。

日本土地家屋調査士会連合会第80回定時総会の開催に当たり、お祝いの言葉を申し上げます。まず、法務大臣表彰の受賞者の皆様におかれましては、多年に渡るご尽力に、改めて敬意を表するとともに、お慶びを申し上げます。土地家屋調査士の皆様におかれましては、令和元年の土地家屋調査士法改正で創設された使命規定を踏まえ、日々、表示に関する登記及び土地の筆界の専門家として、不動産に関する権利の明確化及び国民生活の安全向上にご尽力をいただいております。そのご貢



齋藤健法務大臣

献に対しまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。人口減少・少子高齢化が進む我が国におきまして、所有者不明土地問題は対応が急務であり、皆様の業務との関わりが深いものであります。そして、この所有者不明土地問題の解消に向けた、民事基本法制の見直しとして、境界標の調査等のための隣地使用権の見直し等を内容とする、民法・不動産登記法等の改正法が、いよいよ本年4月から段階的に施行されます。本年4月1日からスタートいたしました改正民法のうち、所有者不明土地等管理人制度については、身近に増えている空き家・所有者不明土地の管理・利活用に関する新たな選択肢として注目されています。さらに、来年4月からスタートする相続登記の申請義務化を契機として、身近な不動産の管理・処分に対する国民の関心も高まることになると見込まれます。土地家屋調査士の皆様方には、このような各方面のニーズをしっかりと受け止めていただき、筆界を明らかにする業務の専門家として、適切な場面でご活躍いただくことが大いに期待をされております。所有者不明土地問題の解決のためにも、土地に関する重要な情報基盤であります登記所備付地図の整備を、土地家屋調査士の皆様の力をいただきながら、強力に進めていく必要があります。登記所備付地図の整備については、経済の活性化といった観点のみならず、まちづくりや自然災害への備えという観点からも、その重要性が改めて認識され、注目を集めるようになってきているところ、引き続き、地図作成事業の推進のため、土地家屋調査士の皆様のご協力をお願い申し上げます。最後に、皆様これまで培ってこられた専門的知識を生かし、引き続き大いに活躍されますことをご期待申し上げるとともに、本定時総会のご盛会を祝し、この場にご参集の皆様のご健勝を祈念いたしまして、祝辞とします。

6 来賓紹介

来賓の方々が紹介された。

7 議長選出

議長に、中部ブロック・富山会の中村会長及び東北ブロック・宮城会の松田会長が選出された。

8 議事録署名人

議事録署名人に、関東ブロック・群馬会の萩原会長、同ブロック・静岡会の赤堀会長が選出された。

9 会務報告

令和4年度の会務報告が行われた。
総括報告として、岡田会長から報告の後、各担当

副会長から各部等の会務報告があった。
内容は下記のとおり。紙面の関係から、一部抜粋とする。



柳澤副会長



鈴木泰介副会長



鈴木貴志副会長



野中副会長

令和4年度 会務経過報告及び事業経過報告

事業経過報告

一 制度対策本部関係

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
 - (1) 改正民法、改正不動産登記法及び相続土地国庫帰属法への対応
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進(土地家屋調査士試験及び制度について)
- 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処(デジタル社会の実現に向けた重点計画]
- 4 デジタル社会への対応
- 5 学識者との共同研究(第12回国際地籍シンポジウム)
- 6 土地家屋調査士総合研究所(仮称)に関する検討
- 7 その他緊急課題への対応
 - (1) 政党への要望活動
 - (2) その他

二 総務部関係

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 4 情報公開に関する事項
- 5 会館の管理に関する事項
- 6 登録事務

三 財務部関係

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 予算執行の適正管理について
 - (2) 中長期的な財政計画の検討
 - (3) 特別会計の在り方の検討
 - (4) その他
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業の検討及び実施
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
 - (3) 国民年金基金への加入の促進
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保
- 4 諸規則の改正について

四 業務部関係

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
 - (1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項
 - (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項
 - (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
- 2 筆界特定制度の検討及び指導
- 3 登記測量に関する事項
 - (1) 登記基準点についての指導、連絡及び検討
 - (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
 - (3) 会員技術向上の検討及び指導
 - (4) 関係機関との連携及び協議

- 4 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の実施
- 5 所有者不明土地問題等対応
- 6 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 7 登記所備付地図データのG空間情報センターを介した一般公開について
- 8 オンライン登記申請への対応
- 9 業務マニュアル等の作成及び説明周知
- 10 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針に関する対応
- 11 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて

五 研修部関係

- 1 研修の企画・運営・管理・実施
 - (1) 専門職能継続学習(CPD)の運用・検討
 - (2) 新人研修の実施・検討
 - (3) 年次研修の実施・検討
 - (4) eラーニングの拡充・整備と運用
 - (5) 研修体系及び研修の充実の検討
 - (6) 研修情報の公開の活用・推進
 - (7) 研修用教材の作成・運用
 - (8) 研修管理システムの構築
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
 - (1) 会報への記事掲載(受講者の体験談)
 - (2) チラシの作成(特別研修受講促進)
 - (3) 土地家屋調査士試験合格者への周知
 - (4) 土地家屋調査士特別研修の受講状況一覧の配布
- 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

六 広報部関係

- 1 広報に関する事項
 - (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
 - (2) 内部に向けた組織強化のための広報
- 2 会報の編集及び発行に関する事項
 - (1) 内部に向けた情報の集約と共有
 - (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
 - (3) 連合会各部との連携のための情報共有
- 3 情報の収集に関する事項
 - (1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集
 - (2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集
 - (3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

七 社会事業部関係

- 1 地図の作成及び整備等に関する事項
 - (1) 登記所備付地図の作成及び整備
 - (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発
- 2 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
 - (1) ADRに関する情報の収集及び提供
 - (2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
 - (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携
 - (4) ODR(オンラインでの紛争解決手続)に関する情報収集及び提供
- 3 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項
- 4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項
- 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - (1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供
 - (2) 防災関係の情報収集及び提供
 - (3) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項(土地境界確定測量成果作成マニュアル(案)の作成)
 - (4) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画についての検討

八 研究所関係

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
 - (1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究
 - (2) 最新技術に関する研究
 - (3) 土地家屋調査士業務に関する研究
 - (4) 地籍調査に関する研究
- 2 地籍に関する学術的・学際的研究
 - (1) 地籍問題研究会との連携
 - (2) 日本登記法学会との連携
 - (3) 関連学術団体との研究交流
- 3 各部等との連携
- 4 会長から付託された事項の研究

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

- 1 第17回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
 - (1) 法務大臣の指定
 - (2) 特別研修の実施
 - (3) 実施に係る助成
 - (4) 土地家屋調査士特別研修過去問集

- (5) 令和4年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力の認定
- 2 第18回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理
- (1) 実施日程等
- (2) 受講者募集
- 3 第19回土地家屋調査士特別研修以降の計画

十 議事

第1号議案

- (イ) 令和4年度一般会計収入支出決算報告承認の件
- (ロ) 令和4年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員等選任の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

第4号議案 周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計の廃止並びに日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

第5号議案 令和5年度事業計画(案)審議の件

第6号議案

- (イ) 令和5年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
- (ロ) 令和5年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

第1号議案、第3号議案ないし第5号議案については、2日間の協議の後、可決成立した。

第2号議案の役員選任の件については、次のとおり決定した。

会長 岡田潤一郎(愛媛会)

副会長 北村 秀実(滋賀会)

佐々木義徳(東京会)

杉山 浩志(山口会)

三戸 靖史(青森会)

理事

関東ブロック協議会

藤枝 一郎(東京会)

市川 栄二(神奈川会)

笹本 隆盛(埼玉会)

秋山 昌巳(千葉会)

白田 恭士(茨城会)

桑原 淳(静岡会)

久保 智則(長野会)

近畿ブロック協議会

中山 敬一(兵庫会)

中島 幸広(大阪会)

西村 和洋(滋賀会)

中部ブロック協議会

水野 晃子(愛知会)

石野 芳治(石川会)

高倉 健(富山会)

中国ブロック協議会

川西 昌彦(広島会)

花岡 真(鳥取会)

九州ブロック協議会

松本 忠寿(長崎会)

鮫島 清(福岡会)

松村 充晃(熊本会)

東北ブロック協議会

安部 正伸(福島会)

千葉 正和(岩手会)

北海道ブロック協議会

荒木 崇行(札幌会)

鈴木 正幸(函館会)

四国ブロック協議会

大久保秀朋(香川会)

西岡 健司(徳島会)

日本土地家屋調査士会連合会

権田 光洋(連合会)

監事 古尾 圭一(三重会) 中部ブロック協議会

泉 清博(高知会) 四国ブロック協議会

久保 直生(連合会) 日本土地家屋調査士会

連合会

監事の職務を代理する者

貫山 伸一(奈良会) 近畿ブロック協議会

杉村 久哉(函館会) 北海道ブロック協議会

第5号議案における令和5年度事業方針大綱及び事業計画は次のとおり。

令和5年度 事業方針大綱

はじめに

改正土地家屋調査士法の施行から五年目を迎える令和5年度においては、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律が4月27日に施行されます。

また、改正民法・不動産登記法のうち、相続登記の申請義務化施行まで一年、登記名義人の死亡等の事実の公示制度及び、登記名義人の住所変更登記の申請の義務化施行予定まで三年と迫ってきます。さらに、土地基本法の大改正から三年が経過し、国土の適正な利用と管理の在り方に社会的意識転換も感じられます。これらの時流は、土地家屋調査士制度を取り巻く環境が、大きな変化の渦中に在ることを意味するところです。

この国民生活に密接に関係する制度の変革という潮流を私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記、そして土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民に正しく伝える責務を引き続き担ってまいります。

また、三年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会的環境と人々の価値観の変化や加速度を増す技術革新の渦中においても、隣接法律専門職たる資格者としての地位を確固たるものとするために、日本土地家屋調査士会連合会は、令和5年度事業方針大綱を次のとおり定めます。

基本方針「制度環境の共有から調和へ」

土地家屋調査士として制度の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につながり、更には行動の共有へと進め、未来に向けて土地家屋調査士制度と国民生活をつなぐ大きな架け橋となると考えており、土地家屋調査士一人一人が、表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにするための業務を遂行することにより、不動産に関する権利の明確化に寄与し、社会に安定した生活を提供する職責を全うするための組織として活動します。

また、予算規模と人的負担等を考慮しつつも、国策と認識するデジタル化の促進と対応等、社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応すべく、全国土地家屋調査士政治連盟とも連動し、新

しい業務形態の構築と実践から職業としての魅力を強く広く社会へ継続発信することにより、受験者の拡大を目指します。

そして、これらの方向性を共有するためにも、会員一人一人が、この国の社会環境を正確に分析し、土地家屋調査士としての適正かつ正確な業務遂行に加えて、専門職ならではの付加価値を提供しつつ、資格者としての対価を考える機会を創出します。

1. 次なる土地家屋調査士法改正への取組

令和元年の土地家屋調査士法改正により、使命規定を創設したことは、私たち土地家屋調査士が制度の在り方自体を含めて責任を負っていく集団であると社会に向けて宣言したと理解しているところです。そして、当時から五年目を迎えようとしている今、次なる土地家屋調査士法改正に向けた議論と行動を起こす必要があると考えます。

具体的には、土地家屋調査士法に「法務局に提出する図面の作成」を規定することが可能か否か、今日まで当該規定が存在していなかった意味と実現後クリアになる業務形態を深く分析した上で、可能であるとすれば隘路となる項目の検討等を行いつつ、しなやかに対処する所存です。さらに、土地家屋調査士法第64条(公嘱協会の業務)を社会的要請にも応えられる条項とする必要性を発信することにより、全国の会員の日常業務を通じて不動産に関する権利の明確化に更に寄与し、国民生活の安定と向上に資する資格者としての意義が拡大し、社会との調和につながると考えます。

2. 各種法(制度)改正への対応

一群の民法・不動産登記法の改正において、土地家屋調査士は土地の境界に関する実務の担い手として、より一層深く関わり、空家特措法、所有者不明土地特措法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、国土調査法、土地基本法等の法律も活用しながら、所有者不明土地問題等の解決と予防に資する責務があるとともに、これらの社会的変革の起点である、所有者不明土地問題への提言を継続的に行ってきた私たちの先人たちの危機意識を共有し、併せて、不動産に関する権利の明確化を通じて、不動産の適正な管理や利用への提言等を

行う必要があります。

隣接法律専門職として、また不動産の表示に関する登記の専門家として、不動産登記法の一部改正に伴う国民の責務を正しく伝えていくことは、私たち土地家屋調査士にとっても必須と言えます。また、相続土地国庫帰属に関する法律についても、その具体的実務の実施過程において、土地家屋調査士の活用を積極的に継続発信します。

3. 「財産管理人」としての取組

私たち土地家屋調査士が、永きに渡り不動産の表示に関する登記手続を代理する中で、不動産を把握し特定することについて高い専門性を有している事実や、日常業務の中で、隣接する土地の所有者と対話を重ねながら、多岐にわたる確認事務を円滑に実施してきた実績を基に、日本社会が直面している所有者不明土地・建物問題の解決に資するため、令和4年度から管理人候補者となる土地家屋調査士の確保、育成に取組、「財産管理人養成講座」を実施すると同時に最高裁判所に対して、所有者不明土地・建物等の問題解決に向け、新たな財産管理制度における管理人として、土地家屋調査士を積極活用することにつき発信を行いました。この流れを全国の土地家屋調査士会とも共有するとともに、関連する団体との連携をも視野に入れつつ、新たな財産管理制度においても、不動産の状況を把握する能力を十分に発揮し、制度の適正かつ効率的な運用を通じて、社会に貢献します。

4. 研修・研究制度の拡充と実践

資格者にとって、研鑽は質の高い業務を社会に提供し続けるために必須であり、年次研修を始めとする研修の実施と充実、実務家として生き残るための生命線とも言えます。令和5年度については、社会から必要とされる専門職であり続けるために、土地家屋調査士特別研修に関し、ADR認定土地家屋調査士の新たな活用場を見据えての科目内容の検討見直しを行い、受講推進を図るとともに、連合会が実施する全ての研修制度を更に充実させる必要な方策を実施してまいります。

新入会員に対する研修は、制度の未来投資であり非常に重要であるとの認識から、連合会の責任において新人研修会を実施するとともに、過去の開催状況等の検証を基に改善にも取り組みます。

研究分野に関しては、昨今の様々な法改正や業際

問題、また社会的環境の変化に柔軟かつ継続的に対応することを念頭に置いたとき、将来の様々な法改正や制度の改変・新設の際に会員の業務遂行に支障が生じないように、十分な準備・研究を常時行う必要があると認識しています。一例を挙げると、私たちの行い得る業務のうち、「付随業務」と「附帯業務」は同義なのか否か、あるいは何が「附帯業務」で何が「付随業務」なのかといった事柄を分析と整理を行うことにより、全国の会員の日常業務に安定をもたらすことが可能となります。これら土地家屋調査士が行うにふさわしい研究を実践することが、進化を続ける資格者として社会に対して発信することにつながると考え、多角的視点で情報の収集・蓄積・分析した根拠に基づいた研究及び戦略的提言を行う機能を担う機関として、引き続き「土地家屋調査士総合研究所」の構築を目指します。

5. 地図づくりへの参画と発信・提言

私たち土地家屋調査士がその作成に関与してきた「登記所備付地図」は、不動産について起こる様々な問題を解決するための基本となる重要なインフラとして、「骨太の方針2022」においても、その必要性和有用性が認知されたと理解できるところです。令和5年度以降においても継続して、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果、事前復興などの多角的な観点から地図づくりの重要性を社会に対し、更に強く、広く周知するとともに、土地家屋調査士の業務能力の高さだけでなく、予算措置拡充の必要性についても国に対して訴え続けます。また、昨年度には懸案であった「筆界保全標」の設置費用の予算化の実現を見ましたが、現場の声を聴き続け、更なる予算交渉に臨みます。

また、登記所備付地図と地籍情報の互換性を考えたとき、政府が推奨する地理空間情報の高度化や位置情報を整合させるための共通ルール(国家座標)の推進、データのオープン化の推進等、土地家屋調査士として日常行っている業務を通じて、地理空間情報の更なる活用につなげるための発信を続けます。

6. 多様化する社会的要請への貢献

専門資格者の社会的評価は、社会貢献活動を抜きに語ることはできません。つまり、土地家屋調査士としての能力を活かした、社会貢献事業は、連合会にとって、重要な事業だと考えています。

これまでも、地図づくりへの参画や寄附講座・出

前授業の実施といった観点から社会貢献活動を展開してきたところですが、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消に対して、緊急車両の乗入れ困難な道路環境の整備、火災時の延焼防止、自然災害時の避難経路の安全確保等、私たち土地家屋調査士の経験と能力、特性を活かした方策を提言し、実行することにより、地域互助と地域防災という形で国民生活の安心、安全に寄与することは必然とも言えます。

地図づくりへの参画や狭あい道路の解消も、地球規模で掲げられている持続可能な開発目標(SDGs)のうち、「目標11・住み続けられる街づくり(都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする)」をも念頭に入れた活動と捉える覚悟です。

7. 様々な実情に目を向けた会務運営

今日までの会務を通して経験してきた事象を活かすことに重点を置き、会員登録に関する事務への意

識向上をはじめとする組織としての危機管理に関して、多くの場面を想定しつつ備えを拡充するとともに、丁寧かつ謙虚な会務を意識し、全国の多様な実情を踏まえた運営に尽力します。また、積極的な情報発信を意識することが、課題の早期解消につながると考えています。

なお、令和4年度、団体としての様々な情報管理に関して、部署間における共有性、統一性に関して組織全体での構造と系列の見直しを計画しましたが、本年度においては、改善のための具体的施策に着手したいと考えます。

また、会員の減少傾向に歯止め策を講じるとともに、連合会における業務執行のスリム化を財政面からの検証に重点を置きつつ、多様性を認め合った議論を展開することにより、土地家屋調査士界全体で調和を見だし、信頼と参加が生まれる体質を醸成します。

令和5年度各部等事業計画

制度対策本部

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地区に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進
- 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処
- 4 情報管理システム構築のための調整対応
- 5 学識者等との共同活動
- 6 連合会組織改編に関する検討



柳澤副会長

総務部

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
 - (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
 - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項
- 4 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 5 情報公開に関する事項
- 6 会館の管理に関する事項



北村総務部長

財務部

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 予算執行の適正管理
 - (2) 中長期的な財政計画の検討
 - (3) 特別会計の在り方の検討
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業の検討及び実施
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営
 - (3) 国民年金基金への加入の促進
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保
- 4 大規模災害対策に関する検討



大久保財務部長

研修部

- 1 研修の企画・運営・管理・実施・検討
 - (1) 専門職能継続学習の運用
 - (2) 義務研修の実施・検討
 - ① 新人研修
 - ② 年次研修
 - (3) eラーニングの拡充・整備と運用
 - (4) 研修体系及び研修の充実の検討
 - (5) 研修情報の公開の活用・推進
 - (6) 研修用教材の作成・運用
 - (7) 研修部が管理するシステムの構築・検討
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
- 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発



山崎研修部長

業務部

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
 - (1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項
 - (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項
 - (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
 - (4) 新技術の業務への利活用の検討に関する事項
- 2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導に関する事項
- 3 登記測量に関する事項
 - (1) 登記基準点についての指導、連絡及び検討
 - (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
 - (3) 会員技術向上の検討及び指導
 - (4) 関係機関との連携及び協議
- 4 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討
- 5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 6 オンライン登記申請への対応
- 7 業務マニュアル等の検討



今瀬業務部長

広報部

- 1 広報に関する事項
 - (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
 - (2) 各土地家屋調査士会に向けた広報
 - (3) 会報の編集及び発行
- 2 情報の収集に関する事項



山本広報部長

社会事業部

- 1 地図の作成及び整備等に関する事項
 - (1) 登記所備付地図の作成及び整備
 - (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発
- 2 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
 - (1) ADRに関する情報の収集及び提供



浅野社会事業部長

- (2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
- (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携
- (4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供
- 3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- 4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項
- 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - (1) 防災関係の情報収集及び提供
 - (2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項
 - (3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

研究所

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
 - (1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究
 - (2) 土地家屋調査士業務に関する研究
- 2 地籍に関する学術的・学際的研究
 - (1) 地籍問題研究会との連携
 - (2) 日本登記法学会との連携
 - (3) 関連学術団体との研究交流
- 3 各部との連携
- 4 会長から付託された事項の研究



城戸崎研究所長

おわりに

本総会は、4年ぶりの対面での開催となり、齋藤健法務大臣をはじめとして多くの来賓を迎え、代議員150名、傍聴105名の参加があり、盛会に終わった。

法務大臣表彰状及び連合会長表彰状を授与された皆様、並びに連合会長感謝状を贈呈された皆様、誠におめでとうございました。

第2号議案である役員等選任の件では、会長立候補者4名による選挙が行われ、連合会、各土地家屋調査士会及び土地家屋調査士が向かうべき方向の多様性が問われました。

総会初日の夜には、4年ぶりの懇親会も開催され、門山宏哲法務副大臣、高市早苗経済安全保障担当及び内閣府特命担当大臣をはじめとして、多くの来賓の方々を迎え、盛大に開催されました。



門山宏哲法務副大臣



高市早苗経済安全保障担当
及び内閣府特命担当大臣

最後に、柳澤尚幸副会長から閉会の言葉が述べられ、本総会は終了した。

連合会執行部をご勇退された皆様、誠にありがとうございました。新執行部の皆様のご活躍を祈念しまして終わりの言葉とします。

広報員 石瀬正毅(東京会)

土地家屋調査士特別研修運営委員会

- 1 第18回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- 2 第19回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理



古田特別研修運営委員長



続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 114

三重会

『愛されるキャラクター「^{はか}とら 測っ虎」』

三重県土地家屋調査士会 副会長 山本 幸司

三重会の^{はか}とら「測っ虎」の活躍についてご報告いたします。

前回は紹介しましたが、言わずと知れた(?)三重会の広報キャラクターで、いろいろなグッズが作製されており、三重会の顔として大活躍してくれています。

いま流行りの「家康」ではありませんが、その当時の築城の名手で津藩初代藩主「藤堂高虎公」をモチーフにした、だいぶゆるめのキャラクターです。

三重会の理事の名刺には「測っ虎」が入っています。堅苦しい場面でも場を和ませてくれます。

三重会のホームページでは会員専用ページにてデータを公開しているため、個人の名刺に「測っ虎」を入れている会員もいるほどです。

そんな人気者の「測っ虎」ですが、今回は着ぐるみの登場です。

この着ぐるみは数年前に某会員が地域での広報活動に何か良いものはないかと考えたすえ、「測っ虎」の着ぐるみを作ろうとなり、なんと自費で作成したものです。今は当会に無償で貸与してくれています。(ありがたいことです)

近年はコロナ禍で活躍する場面が多くありませんでしたが、昨年10月には三重県南部の防災訓練に参加し、子供たちに「測っ虎」を大いにアピールしていました。



今年の三重会定時総会では、満を持して受付とプレゼンターとして活躍してくれました。

愛くるしい「測っ虎」で会場に花が添えられたようでした。

また4年程前に三重会にて「測っ虎」ラインスタンプを公開しました。

私は公開当初から愛用しており、家族全員にプレゼントしました。

手前味噌ですが、大変使い勝手もよくて重宝しています。土地家屋調査士同士でラインするときは「測っ虎」のスタンプで決まりです。

まだ購入されていない方は是



非とも「測っ虎」でスタンプを検索して、使っていた
だきたいと思います。

コロナ禍で外へ出での広報活動が出来なかった期
間が長かったですが、これからはその分を挽回して

「測っ虎」と共に三重会を盛り上げていきたいと思
います。

最後に法務省のキャラクター「トウキツネ」との
夢のコラボも見たいものです。

埼玉会 『春日部マルコブルーイング』

埼玉土地家屋調査士会 広報事業部 遠藤 義明

間もなくビールがおいしい季節がやってまいりま
す。ボクはビールがとっても好きなのでお家でもよ
く飲みますが、地方へお出かけの際にはその土地の
クラフトビールを飲むのがとっても楽しみです。ボク
は埼玉県春日部市の在住ですが、田植えが終わっ
て間もない頃の長野県の安曇野地方が大好きで、気
がむくとよく上信越自動車道をポンコツの愛車で
突っ走っております。北アルプスからの雪解け水が
なみなみと注がれた田面に幼げに顔を出す植えられ
たばかりの稲の葉が、これまた北アルプスからの初
夏の風に揺れます。安曇野の原風景はこの季節が一
番美しいとボクは思っています。安曇野での滞在中
にランチで利用するいつものレストランは飛騨牛の
肉料理とどこぞの魚料理が選択でき、とっても美味
ですが、何より安曇野の野菜は格別です。しかもこ
のレストラン、なんとクラフトビールのブルワリー
を併設しています。穂高ビールと言いますが、ドイ
ツの製法に倣ったもので、なかでもヴァイツェンは、
ヨーロッパへ行ったことも無いくせにアルペン街道
にたたずむカフェからアルプス山脈を望むかの如く
その気にさせてくれます。ボクはどちらかと言うと
ピルスナーを好みますが、エール・ビールも大好き
です。なかでも小麦を使ったビールが好きなので穂
高ビールはいつでもヴァイツェンです。そのほか穂
高ビールではアルトとかケルシュといったホップの
効いたビールも提供しています。ボクはヴァイツェ
ンビールを飲みながらレストランの窓から残雪の残
る北アルプスを眺め、不調に終わった境界確認業務
の憂鬱を忘れるのでした。

インド料理やネパール料理を謳った大きな看板を
掲げるカレー屋を春日部市内でよく見かけます。店

内に入ると学園祭の模擬店感満載ですが、見かけよ
り清潔感があるのでたまにカレーを食べに行きます。
やけに日焼けしたおじさんは、その割に目がキラキ
ラしていて、異様に毛量の多い七三分けの頭髪は丹
頂チックで固められています。『イラッシャイマセ…
カレーナニスル?』じゃあ、バターチキンください。
『バターチキンネ…カラサハ?』辛さの事か?…辛さ
を選べるのか…じゃあ普通で…それとビールくださ
い。『IPAアルヨ…』IPA…? インターナショナル・
プリティ・エンジェル…? 国際的に可愛い天使なの
か…? オレが欲しいのは天使じゃなくてビールなん
だけど…。IPAはインターナショナル・プリティ・
エンジェルではなくてインディア・ペール・エール
の事です。ペール・エールはイギリスで多く醸造さ
れるビールで、原材料のホップが多めに使用された
ボクにとってはちょっと苦めの上面発酵エール・ビ
ールです。その昔、インドがイギリスの植民地であ
った時代、インドでもペール・エールが飲みたくな
った現地の方々はペール・エールをイギリス本土から
輸送することにしました。しかし、数か月にも及ぶ
船旅に生モノのペール・エールは耐えることができ
ず、船内で別の発酵を繰り返してしまいました。そ
こで考え出された方法が、ペール・エールのアルコ
ール度を高めに設定し、直球勝負の『腐るんだったら腐
らなくしてやる…』と言わんばかりの、防腐作用のあ
るホップを大量に使用したペール・エールの醸造方
法でした。これにより、腐ることなく無事にインド
までの船旅を満喫した苦みのかかなり強いペール・エ
ールは、インディア・ペール・エールとして当時の現
地の方々のどんちゃん騒ぎに一役買ったのでした。

ボクは春日部市中央部のビバリーヒルズ並みの



住宅地に、それはリッチに佇むロイヤルハイアンホテル並みの邸宅に住んでいる…夢をよく見るため、足繁くジャンボ宝くじを買いまくりますが、現実の厳しさは容赦なくボクに襲い掛かり、6等の300円を握りしめてはコンビニでスルメイカを買います。そんなボクのお家から南へ20分ほど車を走らせた埼玉県春日部市赤沼(あかぬまと読みます)と呼ばれる地域に春日部マルコブルーイングがあります。やっと春日部マルコブルーイングが出てきましたね。埼玉県では明治時代に3箇所のブルワリーが存在していたらしいですが、そのうちの1箇所がこの春日部市赤沼のブルワリーです。紆余曲折を繰り返して現在に至るらしいですが、紙面の都合上詳細は割愛させていただきます。春日部マルコブルーイングは小さな醸造所で、ダイニングは併設していないため、店内での飲食は出来ません。っていうか徒歩にて行きつくことはかなり厳しい立地条件ですので、運転手付きの黒ピカのジムジンを駐車場に待たせることの出来る一部の方々以外は、やはりお持ち

帰りの方がよさそうです。カウンターには金ピカの4本のサーバーがそびえたち、瓶売りではなく完全なる量り売りです。なので炭酸飲料が耐えられる水筒を持参し注いでもらいます。春日部マルコブルーイングでのビールは4種類存在し、ペール・エールの『赤マルコ』、IPAの『金マルコ』、ベルジャン・ホワイトの『白マルコ』、黒ビールの『黒マルコ』で、すべてがエール・ビールです。それでは飲んでみま。まずは『赤マルコ』ですが、色はペール・エールらしいかなりの茶褐色で、かなりの苦みを感じます。ボクは苦みがちょっと苦手なのですが、エール・ビール好きな方には好まれると思います。次に『金マルコ』に行ってみます。色は『金マルコ』という名にふさわしい金色をしています。エール・ビールなのでやや白濁していますが、イイ色です。そしてなによりIPAらしいモーレッツなホップの薫りです。本当にモーレッツです。本国から離れても、どうしてもペール・エールが飲みたかった方々に思いを馳せながら、そして『白マルコ』に行ってみます。ちなみにボクは黒ビールを飲まないの。今回は『黒マルコ』は割愛させていただきました。『白マルコ』ですが小麦のビールらしい優しい色をしています。お店の方の説明ではオレンジの皮とコリアンダーシードを使っているとのことでしたので、まさしくベルギー王国のベルジャン・ホワイトに倣っているのだと思います。ベルジャン・ホワイトと言え。ばベルギー王国のヒューガルデンですが、この『白マルコ』はヒューガルデンよりは、ややすっきりとした印象で、何杯でも行けそうです。いや、何杯どころじゃない、何リットルか…？いや、何ガロンか…？

全国の土地家屋調査士のみなさん、春日部マルコブルーイングのエール・ビールを呑みながら、旨いものでも食いませうぜ…。埼玉県春日部市へお越しの際はご案内申し上げます。

第38回

写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会は、親睦事業の一つとして、恒例の写真コンクールを開催しました。

今回も、第37回と同様「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門で募集を行ったところ、たくさんのご応募をいただきました。

公益社団法人日本写真家協会名誉会員である木村恵一先生に、趣深い観点からご審査をいただきました。さらに、各入賞作品には選評を頂戴しましたので、ここにご紹介いたします(は一もに一賞を除く)。

入賞、入選及び佳作作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様も是非とも次回コンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。

今回の写真コンクールにご応募された全ての方々に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。

なお、木村恵一先生に審査いただくのは、今回が最後となりました。

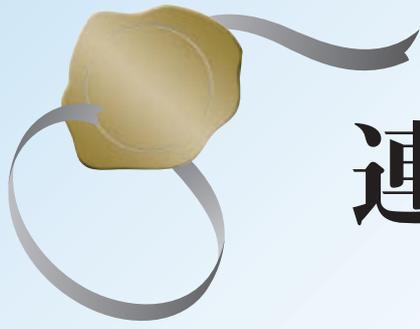
長きにわたり当連合会及び共済会の写真コンクールにご支援いただいたことに心から感謝申し上げます。



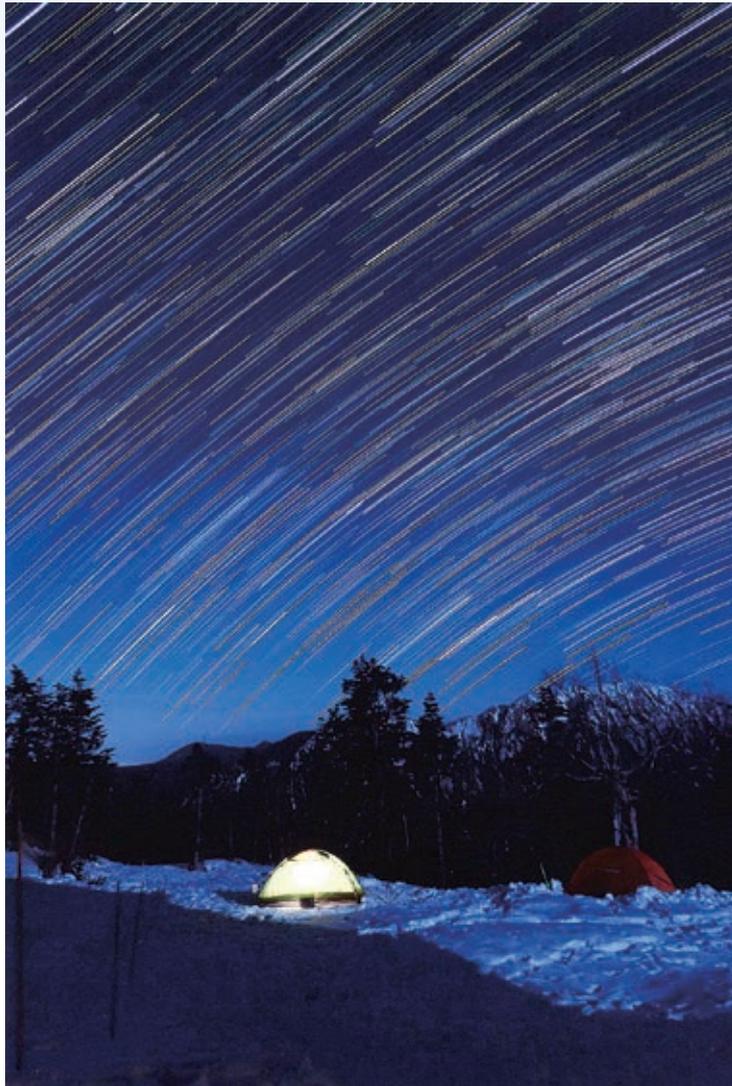
総評

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会の主催する第38回写真コンクールは、新型コロナウイルス感染症が三年ぶりに安定したこともあって、久しぶりに多くの応募があり、大変嬉しく拝見し、審査をさせていただきましたが、残念ですが私は今回を最後に審査の席を退くことにいたしました。長い間皆さんの写真を親しく拝見し続けてきましたが、老齢(1935年生まれ)でもあり、若い方の方を審査に迎えるべきと考えた上でのことです。連合会会長をはじめ、写真コンクールにこれまで参加していただいた皆様には長年のお付き合いを感謝いたします。そしてこのコンクールがより一層発展することを心より祈っております。ありがとうございました。

審査員 木村 恵一氏(公益社団法人日本写真家協会名誉会員)



連合会長賞



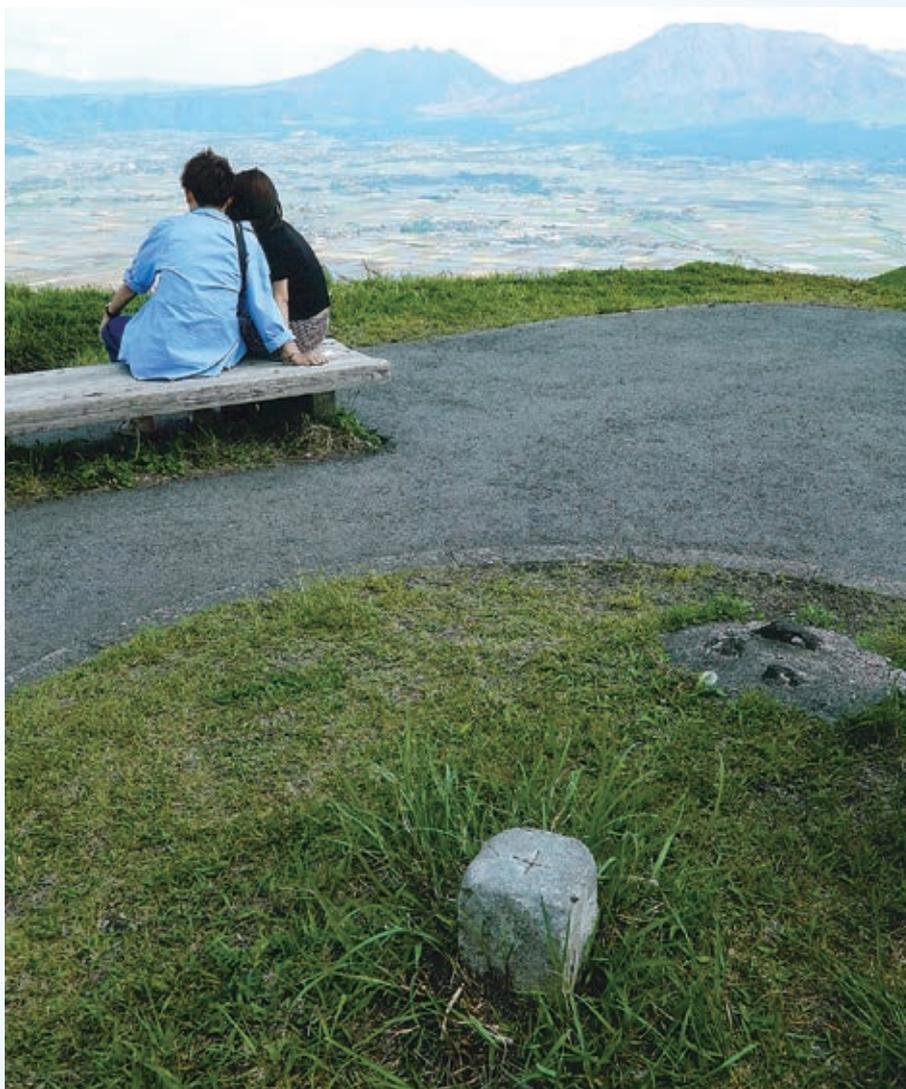
「未知への旅立ち」

君島 利夫(栃木会)

雪の残る北アルプス西穂高岳からの星空が美しく撮影されています。月が沈み満天の星が輝く時間を待ってのシャッターチャンスが成功したようです。シャッターを開け長時間露光というテクニックで満天の星が流星のように流れ美しく魅力的に天空を飾っています。明りのついたテント小屋も印象的です。

調査士ノ目線部門

金賞



「2等三角点の二人」

田崎 実(福岡会)

山頂にひっそりと位置する三角点の石の角が取れかなりの歴史が感じられます。長い年月にわたってベンチに座る多くの人達の人生を見つめてきたのでしょうか。広角レンズを使用し三角点とベンチに座る二人そして阿蘇の自然を静かにより雰囲気表現をしました。

自由部門

金賞



「はじめての保育園」

山田 薫(静岡会)

写真の原点は記録することにあります。なかでも我が子の成長の記録はとても大切です。保育園の入園日に嬉しそうに動きまわる保育園デビューの日の横顔をナイスキャッチしました。ガラス戸に手を寄せ、外を見つめる子供の表情がガラス越しのサッシに映り込み、まるで自分自身と対話しているようなかわいらしい写真が撮れました。

調査士ノ目線部門

銀賞



「これ、な～に？」

鈴木 公子(静岡会)

神社の古道を愛犬と散歩中に見つけたようですが、かわいい愛犬と共に真上からしっかりと“国調多角”の標名を記録したカメラアングルがいいですね。上を向いてご主人に“これ、な～に？”と聞いている様子が見える楽しいスナップ写真です。

自由部門

銀賞



「自然に包まれて」

菅原 暢文(山形会)

まだ雪の残る穂高連峰をバックに、野原は菜の花が満開の春爛漫。望遠レンズを巧みに使って遠景と近景を適度にボかし、愛する妻子を浮き上がらせ、春の日の幸せをととても上手に表現しました。なにげない記念写真のように見えますが、季節感ともども素敵なファミリーフォトです。

自由部門

銀賞



「威風堂々」

布施 智宏(栃木会)

まるで精巧に作られたジオラマ模型に見える光景です。駅前広場のバックには高層ビルが立ち並び、東京の玄関口にふさわしい光景を雲ひとつない青空の下でしっかりと撮りました。広場の人物などがまるで米粒のように小さく見える光景ですが、更にこの風景の中に400メートル近くの日本一のビルが加わるようです。その時にまた撮ってください。



自由部門

銅賞

「dance」

市川 友貴代(連合会)

若い人たちにとってダンスはもはや日常です。日本中にダンスのイベントやコンテストが多くあり練習も日常なのでしょう。人気のない海岸でひとり舞う姿がいいですね。きれいな夕空の下、海岸のさわやかな潮風と一体となって舞う姿を自然のまま魅力的に捉えました。

自由部門

銅賞

「自然の鏡」

楠原 良則(岡山会)

鉄道写真を撮る人を鉄ちゃんと呼ぶように航空機の写真を撮る人を“そらお”“そらじょ”と呼んでいるようです。航空機が離着陸する姿を至近距離で撮影できる場所では、いつも多くの航空機ファンがカメラを構えています。この大阪伊丹空港もそのひとつです。轟音を立てて着陸の滑走路に向かう姿の一瞬を手前の水鏡とともに見事に捉えました。



自由部門

銅賞

「子育て」

神長 正昭(茨城会)

大きく口を開けて餌をおねだりする野鳥の子育て姿をしっかりと捉えています。サンコウチョウのオスは長い尾を持っているのでこの親鳥はメスですね。オス、メス共に目のまわりが鮮やかなコバルトブルーを見せてくれます。林の中に巣を見つけてから注意深く超望遠レンズで観察し追い続けてきたのでしょう。プロ並みの技術でナイスショットしました。





はーもに一賞

「ふ〜」

上坂 直之(大阪会)

入選

大関 珠恵	福島会	「やっほー!!!」
初見 美保	茨城会	「ひまわりとミツバチ」
加野 亮一	神奈川会	「ダブル・ダイヤモンド富士」
折戸衣利子	神奈川会	「初めての海」
濱田 理恵	三重会	「収穫間近」
山内 長生	愛媛会	「圃場整備園地の菜の花」
重田 朗子	山口会	「鯉よ来い」
本村 正博	宮崎会	「生涯現役」

佳作

新井 清	埼玉会	「花と蝶」
林 由美	埼玉会	「巣立つその日まで」
植山 武俊	千葉会	「とうもろこし狩り」
後藤 竜平	静岡会	「初めての化粧」
小山 良生	長野会	「ポールマン」
岡田 清志	奈良会	「僕も手伝うニャーン」
小林 洋平	岐阜会	「世界遺産を測る」
塩月 聖児	宮崎会	「求愛ダンス」
澤田 芳雄	札幌会	「厳寒のトイトッキ【薄明】」
竹田 匡也	連合会	「ゲストハウスの灯り」

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第92回 土地家屋調査士の歴史について 「歴史を振り返る、現在、未来」 第二部

長野県土地家屋調査士会 松本 誠吾

5. 土地家屋調査士制度誕生に至る時代背景

(1) 始めに

埼玉県和光市にある税務大学校税務情報センター租税資料室において平成27年(2015年)から1年間、「土地をめぐる税の歴史」～測量・地図とのかかわりあい～と題し、所蔵する資料の特別展示が行われました。展示会のパンフレットの見出しには「地籍や地価を巡り、税と測量・地図は密接な関係にあります」と書かれたフレーズに惹かれ、私は二度に渡り資料室を訪問し、職員の方から貴重な資料と解説を頂戴したことが、この度の寄稿のベースになっています。

また、新井克美先生が平成31年(2019年)1月から令和2年(2020年)8月号まで本誌において、「土地の表示に関する登記の沿革」を20回に渡る連載に感銘を受け、土地家屋調査士制度の沿革も登記の沿革の中に見え隠れするよう思いを込めています。

物納から金納へ時代が移り変わる際に土地の租税調査を行う役職の姿が伺えるのは、明治維新の地租改正並びに戸籍制度導入に始まり、市民に於ける自由民権の定着と、国家が近代工業において世界と競合できる経済大国として成長するに従い土地利用形態の多様化・拡大など、社会にお墨付きの「土地調査員」という資格者が必要になってきたからと考えます。

【古来～】土地は唯一の産業資本であり、歴史上古くから地租の制度は発達してきたものです。大化の改新→律令制→荘園→太閤検地(単位の確立)により過度の年貢徴収(重税)が課されたことにより一揆が都度起こりました。

【徳川幕府～】士農工商という身分制度の下、武士とその他農工商の線引きを明確にしました。当時の課税方法は、①田租は定免の方法か検見の方法、

②畑租は定免の方法、③市街地は地子と称して幣を徴収、④農村宅地は課税の対象として上畑として取り扱う、⑤その他の土地は小物成りと称して現況に応じて相応に行われていました。

【明治維新～】地租改正により土地収益から地価を算出し物納から金納となり、3%定率で耕作者ではなく土地所有者に課税されるようになりました。殖産政策により租税制度が定着、製糸業(養蚕)では長野が日本一、二の生産県となる中、松本平の風土は新聞、学校教育、市民運動等の理解も深く、いわゆるジャーナリズムを育む環境にありました。

【大正～昭和初期】世界情勢はそれぞれの支配地域を巡る領土問題、民族紛争等緊張状態にあり、大正3年(1914年)第一次世界大戦が起こり、日本も太平洋の島々、中国への進出が加速します。

また、大正12年(1923年)関東大震災の発生により連鎖したとする昭和2年(1927年)の金融恐慌、昭和4年(1929年)世界恐慌も日本経済(金融、雇用等)に大きな影響を及ぼしました。

(2) 地租改正以降の関連例法令、政策の施行等

本人申請、代理人制度が始まります。実地検査、面積測量、附属地図(公図)作成、土地台帳の記載の方法、事務手続きマニュアルの作成が行われました。明治25年「土地台帳附属地図」の名称を付けられて以降、登記所が保管し、現在の法務局備付附属地図に繋がります。

(3) 地租条例と土地検査

明治6年(1873年)の地租改正後、整備が進むにつれ、土地台帳の記載内容と実地との差異が問題視され、要因として挙げられたのが当初からの記載情報の間違い、無届での土地異動(開墾など)、異動地届の不処理などでした。

明治17年(1884年)に地租条例が公布されました。併せて公示された「地租二関スル諸帳簿様式」に基づき、府県が作成する書類の種類と様式が定められ、新しい地租の基本法令や関連法令を定めるとともに書類の整備が進められていくこととなります。

地租条例には、土地所有者による異動地の届出(測量図付)があると、地租担当吏員が必ず実地で測量を行い、届出の内容について検査を行う規定があり、通常的地租事務を処理する中で、前述の不具合のある記載内容を少しずつ更正していこうとしました。

さらに、明治18年から同21年(1885年～1888年)に、全国的に地券台帳などの記載内容を実地と照合する大規模な地押調査が実施されます。この地押調査を最後に、昭和まで全国規模の地籍調査は行われませんでした。

経済が発展していくと、異動地が増加していきます。異動地の届出には測量図の添付が義務付けられていたこともあり、明治30年代(1897年～1906年)になると税務当局は、測量講習会を主催し、広く参加者を募り、測量方法の普及や異動地申請事務の周

知に努めるようになります。この講習会は税務署の職員のほか、市町村の職員や土地所有者などが受講しました。

(4) 地租政策の施行年表(別表①参照)

明治29年(1896年)、税務署の設置。税務行政の統一化が成されると、土地台帳整備、正確な測量成果、質の向上(専門職)が求められるようになりました。

(5) 土地測量法講習会における目賀田主税局長の演説(明治36年(1903年)12月)

「土地丈量方法ノ件」

従来ノ土地丈量法ハ稍不完全ナルヲ以テ之カ改正ノ必要ヲ認メ先般各局員ヲ召集シ講習ヲナサシタル次第ニ有之候処監督局中既ニ税務署ニ講習ヲ了シ之カ施行ニ関シ伺出ノ向モ有之候就テハ今後土地ノ丈量ハ可成先般講習ノ方法ニ依リ施行相成度尤モ不得已場合ニ於テハ旧法ニヨルヲ妨ケスト雖モ距離ノ実測ハ総テ水平ニ測定相成度依命此段及通牒候也

施行年表

別表①

年代	事項	備考	地租の税率
明治6年	1873 地租改正条例	地租改正事業(明治6年～明治14年)	全地目3%
明治10年	1877		全地目2.5%
明治17年	1884 地租条例	地租の基本法(地租改正条例廃止)	
明治18年	1885 地押調査	明治18年～明治21年	
明治22年	1889 土地台帳規則	地券廃止	
明治29年	1896 税務署の創設 明治29年11月1日、税務管理局と税務署が創設される。47府県の収税部は全国23の再編・統合され、府県主税部のもとに置かれていた収税署は税務署と改称した。今まで府県が取り扱った国税事務は大蔵主税局のもと一元化され、税務行政の統一化が成された。		
明治31年	1898 宅地租換法	一部の郡村宅地と市街宅地の組換え	
明治32年	1899		市街宅地5%、その他4.3%
明治37年	1904 地租徴収に関する法律 国税諸帳簿監督規定	税務署長の市町村設置の国税諸帳簿監督権限の明確化	市街宅地8%、郡村宅地6%、その他4.3%
明治38年	1905		市街宅地20%、郡村宅地8%、その他5.5%
明治43年	1910 宅地地価修正法	宅地は賃貸価格による課税に変更	宅地2.5%。田畑4.7%、その他5.5%
大正15年	1926 土地賃貸価格調査法	全国の土地の賃貸価格の調査実施 10年ごとの賃貸価格改訂を規定	
昭和4年	1929 無届異動地調査	全国の無届異動地の調査・整理	
昭和6年	1931 地租法	地租の基本法(地租条例廃止) 地租の課税標準は賃貸価格に一元化	全地目3.8%
昭和11年	1936 第1回土地賃貸価格改訂調査		
昭和15年	1940 税制改正 家屋税法(昭15法律108)	地租を地方分与税とする	全地目2%
昭和22年	1947 地租の地方委譲 家屋台帳法(昭22法律30) 土地台帳法(昭22法律31)	地租(国税)を地租(府県税)に移譲	
昭和24年	1949 臨時宅地賃貸価格修正法 国税庁設置		
昭和25年	1950 地方税法(昭25法律226) 土地台帳法等一部改正法(昭25法律227) 土地家屋調査法(昭25法律228)	地租(府県税)を固定資産税(市町村税)に移譲 土地台帳などを法務府(登記所)に移管	
昭和30年	1955 相続税に路線価導入	一部の都市部での相続税・贈与税の土地評価額に使用	

(出典：国税庁ホームページ)

目賀田氏は地押調査を主税局地租課長として担い、その後明治27年(1894年)に主税局長となりました。諸外国の技術水準や近年の陸軍省の測量実績を例に挙げながら、租地関連の測量方法の不完全さを指摘し、技術向上を訴えました。目賀田氏は、日清戦争後の税制整備すなわち営業税の国税化、法人所得への課税開始、砂糖消費税の新設、税務管理局(のちの税務監督局)・税務署の創設などの諸改革においても最前線に立っていました。

なお、明治29年(1896年)には、税務官吏などの技術向上のために講習会が税務管理局(税務監督局)又は、税務署ごとに行われるようになりました。

(6) 長野税務監督局の簡易土地事務講習会の参加状況(明治43年(1910年))

長野税務監督局では、管内の各税務署において、市町村の土地事務取扱の改善を図るために、簡易土地事務講習会を開催、講習科目は、三斜測量法、測板式測量法、土地異動書面調製方などに関する理論と実習でした。参加希望者と実際の参加者の数を見ますと、当時の講習会が盛況だったことが伺えます。(別表②参照)

別表②

明治43年(1910)
長野税務監督局の簡易土地事務講習会の参加状況

開催日款	内訳	備考
	各4~7日	新潟県18署 長野県15署
申込書款	1,507人	
参加者A (市町村吏員)	663人	助役・収入役・書記など。
参加者B (その他)	1,075人	地主惣代人、区長、代書業者、一般人など。
参加者總款	1,727人	

(出典：国税庁ホームページ)

(7) 宅地地価修正の実施

日露戦争(1904年~1905年)後、鉄道の発達などで都市化が進み、都市と農村とでは課税地価や地租負担の不公平が広がりました。税務当局は、明治39年(1906年)頃から準備調査を重ね、宅地賃貸価格の調査、宅地賃貸価格調査委員の選出、土地検査などを進めていましたので宅地地価修正法の成立後、新しい宅地価格と地租を実施しました。

明治43年(1910年)に成立した宅地地価修正法に、宅地の地価を引き上げ、都市と農村間の地租負担の不公平を解消する狙いがありました。宅地地価は調査済み賃貸価格の10倍とし、急激な増価を避けるため、市街宅地は現在地価の18倍、郡村宅地は7.2倍の上限を設けました。修正前と比べると、全国平

均で市街宅地は約8倍、郡村宅地は約3倍に引き上げられました。

また、地目変換後の地価据置き期限を廃止し、変換後は直ちに地価を修正するように改めました。そのため、農地から宅地への変換などは、直ちに地価が修正されることになり、宅地化の進む都市の地租収入が増えるようになりました。

(8) 都市の拡大と賃貸価格

明治6年(1873年)の地租改正では、郡村宅地は「上畑」として地価が算出され、市街宅地は賃貸価格を基に算出されてきました。しかし、明治後半期の経済発展によって発達した郡村宅地を「上畑」として課税し続けることには矛盾や限界が生じてきました。特に市街宅地との格差は大きく、これを是正するために、明治31年(1898年)に宅地組換法が施行され、都市の状況によっては、郡村宅地と市街宅地の地目を組換え対応することとなりました。

明治30年代(1897年~1906年)後半からは、地租の税率について、市街宅地、郡村宅地、田畑を含むその他の三つに区分し、格差を設けることで社会の変化に対応しようとしてきました。さらに、明治43年(1910年)には地目の組換えではなく、郡村宅地と市街宅地を宅地に一本化するとともに、宅地の地価算定基準を賃貸価格に統一しました。

同じく明治30年代(1897年~1906年)後半からは、実測に基づく様々な地図の市販が一般的になり、賃貸価格調査では、そのような各種の地図が謄写され、調査地図として活用されました。

(9) 昭和6年(1931年)地租法の実施

第一次世界大戦(1914年~1918年)下の好景気は、首都東京を中心に全国的な都市化を進展させました。そのためこれまでの地価では、課税の公平を保てないことが明らかとなってきます。

大正15年(1926年)に成立した土地賃貸価格調査法では、地価に替えて調査が比較的容易で、かつ全国的に均衡が得られ、課税の公平が得られると期待される賃貸価格を採用することに決めました。

土地賃貸価格調査は大正15年(1926年)4月から始め、税務当局の主導のもと、模範調査、標準賃貸価格の調査、土地賃貸価格調査委員会の審議などを経て、植木署長が松本赴任の年の昭和2年(1927年)12月に完了しました。賃貸価格は東京や大阪などの大都市を筆頭に、都市の宅地が高く評価された反面、農村の田畑などはあまり変わりがありませんでした。

昭和6年(1931年)に地租条例が廃止されて地租法が制定されると、課税標準とされた地価制度が賃貸価格制度に改められ、制定により賃貸価格が採用された年から10年ごとに賃貸価格を見直しました。また、昭和恐慌の農村直撃を考慮し、予定税率4.5パーセントを3.8パーセントに減税するなど実行しました。



長野県中野税務署管内(現信濃中野税務署)の宅地賃貸価格調査委員(明治43年(1910年))

・税務署管内ごとに選挙人を選び、さらに選挙人の互選で調査委員を選びました。この当選者で構成される調査委員会が宅地賃貸価格を審議し評決しました。

(出典：国税庁ホームページ)

(10) 賃貸価格調査の協力者について

土地賃貸価格調査事業は、地租改正や地押調査と異なり、個々の土地所有者が直接調査に関わることはなくなりました。代わって、所有者の代表ともいえるべき区長(大字=旧村の代表)が囑託員となり、賃貸価格や等級編成の調査を実施しました。税務署は囑託員の回答をもとに、調査・検討を加え、賃貸価格や等級を編成し、土地賃貸価格調査委員会に諮りました。土地賃貸価格調査委員は町村長や区長などから選挙によって選ばれました。

昭和11年(1936年)の第一次賃貸価格改定事業の調査では、それまでの一筆主義(一筆ごとに個別に価額を付ける)から、同じような条件の土地については区域主義を採用し、区域でまとめて価額を付ける方式に大きく転換していきました。

税務署に於ける土地台帳は課税台帳化し、各筆の所在、地番、地目、地積、所有者、質権者、地上権者(100年以上の場合)を登録し、土地の状況を明らかにしておくとともに、調査決定した土地の賃貸価格を登録しました。

(11) 家屋税と地方税法の動静

昭和15(1940年)年に家屋税法が制定され国税と

なり、家屋台帳を税務署に備え付けました。各家屋についてはその所在、家屋番号、種類、構造、床面積、所有者を登録するほか、家屋の賃貸価格を登録して家屋税の課税台帳としました。

同年(昭和15年)地方税法(法律第60号)が制定され、昭和20年8月15日の終戦を経た昭和21年(1946年)にGHQは農家を全部自作農にするという所謂農地解放を示唆します。

10月「自作農特別措置法」昭和22年(1947年)3月自作農創設特別登記令」が施行され、調査員は多忙を極めます。同月地租法は廃止され、同年4月地方税法(県税)の改正により地租及び家屋税が府県税とされました。

GHQ監視の下、市町村移管への準備と法務局体制の準備が始まり、土地台帳法(法律第30号)、家屋台帳法(法律第31号)が制定、地租法、家屋税法に設けられていた台帳に関する規定の移動を行いました。

昭和23年(1948年)、地方税法を改正する法律(法律第110号)が公布。

地租及び家屋税と土地台帳と家屋台帳関係は従来そのままとし、土地台帳及び家屋台帳に関する事務(不動産税の標準価格の調査及び決定に関する事務を除く)を税務署から登記所に移管しました。さらに、土地台帳及び家屋台帳の登録の手続きと不動産登記の手続きを融合化し、かつ簡易化を図るためには、土地台帳法、家屋台帳法、不動産登記法等に所要の改正を加えるための法律が必要となりました。

そこで昭和25年(1950年)7月31日の地方税法(法律第226号)、土地台帳法等の一部を改正する法律(法律第227号)及び土地家屋調査士法(法律第228号)の連立に至ります。

なお、土地家屋調査士法案に於いては、昭和18年(1943年)の請願3回目にて「土地整理士法案」を「土地家屋整理士法案」とされ、衆議院を通過するも戦況により中断。終戦後の昭和21年(1946年)、全国土地家屋整理士法制定期成同盟会が第一回目会合の開催にて発足し、昭和22年(1947年)に会長林義成(諏訪)ほか419名にて地元松本の降旗徳弥議員を紹介議員とし請願を再開し、昭和23年(1948年)の請願に於いても採択されるも立法には至らないことから昭和24年(1949年)降旗の提案により、議員が法律案を発議し議院に提出するという「議員立法」による立法を目指すことになりました。

(出典：国税庁ホームページ)

9月号に続く

お知らせ

土地家屋調査士調査情報保全管理システム 「調査士カルテ Map」の価格改定について

日本土地家屋調査士会連合会が土地家屋調査士の業務支援システムとして提供している標記「調査士カルテ Map」につきまして、リリースして以来、土地家屋調査士業務における課題解決及び効率化をサポートするためのサービスを目指し、さまざまな機能拡充及びアップデートを行ってきました。

しかし、昨今のエネルギーコストの上昇や急激な為替変動によるシステム運用費、設備関連費及び開発費など諸経費の高騰により、現行の価格では、現在の品質を維持したままサービスを安定的に提供することが困難な状況となったため、開発元である株式会社ゼンリンと度重なる協議の結果、下記のとおり価格の改定を実施する運びとなりました。

今後もご要望にお応えできるよう、より一層の品質向上、機能の追加及び安定稼働によるサービスレベルの向上に努めますので、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

記

1 改定価格

《改定前》	1IDあたり	3,300円/月(税込)
《改定後》	1IDあたり	3,960円/月(税込)

2 改定時期

令和5年9月1日～（令和5年9月分利用料から適用）

今秋をめどに、下記を始めとした多くの機能追加を予定しておりますので、ぜひご活用ください。

- JPEG形式による出力が可能になります。
- GNSS測位による現在位置の表示が可能になります。
- 共有ページにおける検索可能縮尺の範囲を拡張します。
(1/200～1/750 → 1/200～1/2000)

以上

連絡帖から将来を考える

神奈川会 市川 栄二

神奈川県土地家屋調査士会所属の市川栄二と申します。平成17年登録の56歳です。

結婚を決意した女性が土地家屋調査士の一人娘だったという縁で婿入りし、二代目として事務所を引き継いで活動しています。父の補助者をしながら、土地家屋調査士試験の受験を重ねた結果の登録でしたので、入会後もしばらくは一緒に現場へ出ていましたが、数年もすると我が芽生えてきて、それぞれ別個の業務を行うようになり、いつしか父愛用の備忘録が2人の業務をつなぐ連絡帖となっていきました。この備忘録、元は私の奥さんが学生時代に使っていたバインダー式ルーズリーフで、電話メモや何やらが、古いものから順に削除されていくのですが、裏表紙には一枚の報告文書が糊づけされており、父自身の戒めであり、私に伝えたい事なのだと理解しました。この座右とも言える文書は、平成9年に当時湘南第一支部長だった尾上英雄先生が作成されたもので、「過日、支部所属の〇〇会員(55歳)が急死されました。」から始まる、とある会員の死去にまつわる顛末記となっています。少し長くなりますが、転載許可をいただきましたので、皆さんに共有したいと思います。

「彼は、7年前に奥様を亡くされ、男手一つで、19歳の長女を筆頭に4人の遺子を育ててきました。4人とも無収入者です。家のローンと養育費、業務上のリースの支払いに、収入の多くを費やしており、結果として現金預金残95万円でした。これから長男の専門学校入学金80万円を支払い、金銭的な面から葬式はあげられない(親族と言えるのは妹さん一人だけ)とのことでしたので、経費を極力抑えて、神奈川県土地家屋調査士会茅ヶ崎地区葬として4人の遺子を励ます会を設けました。幸い多数のご会葬を得られ、集まった香典を義援金としてまわせる様になりました。～中略～

生命保険の受取は、全員未成年者であり法律上の手続きを経てからでないとは出来ません。さらに追い打



ちをかけるものはリースです。月約17万円のリース代が、容赦なく遺子達にのしかかり、生活資金を圧迫していきます。ぜひともリース物件を引受けていただけの方をご紹介下さい。ご協力をお願いします。

〇〇会員が我々に残してくれた教訓

(1) 年金について

年金の掛金が、基準に1か月満たないだけでも遺族年金が受けられない。至急調べて補填しましょう。

(2) リースについて

万一に備えリースの残債を返済できる手配をしておきましょう。最悪、遺族資金を取り崩すことに。」

時代は移り、そのまま現代には当てはまらない内容かもしれませんが、この文書を常時目にしていただかげもあり、リースやローンに頼らずに事務所経営を続けられ、文書の会員の没年齢を超えることとなりました。会員が家族とともに生きたかっただろう年齢に達したこの年に、この文を書いていることに、何かの巡りあわせを感じずにいられません。

起草にあたり、受給齢に達する前に死亡の場合、払い込み済の基金はどうなるのだろうと調べたところ、「年金を受け取る前にお亡くなりになった場合、加入時の年齢、死亡時の年齢、死亡時までの掛金納付期間に応じた額の遺族一時金が支給されます。」とのこと。

言うまでも無く、私たちの身体は自分一人のものではありません。大切なご家族のためにも、この文章が皆さんの暮らしを見直す一助になれば幸いです。

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乘せする積立方式の「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～節税しながら老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は全額社会保険料控除の対象となり所得税、住民税が軽減されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が非課税となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

キャンペーン実施中!
8~10月ご加入の方に
クオカード2,000円進呈!

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方



重要 本年分の税控除をご希望の方は、10月13日(必着)までに加入申出書提出が必要です!

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!



お知らせ

土地家屋調査士2024年オリジナルカレンダー

日本城郭絵図

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で24回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」が下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。 ・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 580円	1本 760円	1本 760円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申 込 締 切	2023年8月31日(木)		
納 品 予 定	2023年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締 切 り

2023年
8月31日(木)

お申込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入れの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2023年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金

右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,500円	1,800円	3,300円

※ 運輸会社の料金値上げに伴い、送料を改定しました。

ご注文は

FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。

FAX:06-6467-8949

■ご注文本数 ※原材料高騰に伴い、本体価格を改定しました。

A)シンボルマークのみ 1本 580 円 <input type="text"/> 本	B)調査士会名入り(50本以上) 1本 760 円 <input type="text"/> 本	C)調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 760 円 <input type="text"/> 本
---	--	---

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2023年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL () -
住所 〒		FAX () -
E-mail		調査士会名

■以上のとおり申込みます。 2023年 月 日

お名前(または事務所名)

印

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先 お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。 ネーム住所と同じ

〒

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和5年6月1日付

東京 8300	古城 洋一
東京 8301	今林 新
東京 8302	山下 武司
埼玉 2784	山田 秀史
埼玉 2785	水澤 巧
千葉 2269	岡田 研一
千葉 2270	樋口 章
群馬 1099	楓 直哉
京都 939	町田 慎治
愛知 3109	朝岡 尚志
愛知 3110	田村 佳奈
愛知 3111	林 直樹
愛知 3112	左右田 崇
愛知 3113	戸田 謙心
島根 520	白築 健
福岡 2415	中山陽二郎
長崎 816	富永健之介
大分 862	木内 一栄
熊本 1246	村上 幸
宮城 1082	岩間 裕二
愛媛 890	森 万実

令和5年6月12日付

東京 8303	茅野 正行
群馬 1100	側島 正太
長崎 817	藤野 正

令和5年6月20日付

東京 8305	國保 隼啓
東京 8306	佐野 美和
東京 8307	中田 浩輔
東京 8308	中村 真志
埼玉 2786	竹内 勝
千葉 2271	池田 卓司
静岡 1868	内野 成広
大阪 3444	尾形 健司
和歌山 452	吉野 弘敏
愛知 3115	野田 佳裕
鳥取 486	加納 友広
高知 690	吉村 卓朗

登録取消し者

令和5年1月21日付

東京 8058	持丸 康和
---------	-------

令和5年2月26日付

岡山 1223	前田 弘
---------	------

令和5年3月25日付

福岡 1692	福田 英資
---------	-------

令和5年4月27日付

静岡 988	長田 計一
--------	-------

令和5年5月8日付

札幌 918	小松 哲雄
--------	-------

令和5年5月12日付

福岡 1246	山本 昭隆
---------	-------

令和5年5月21日付

兵庫 1878	高瀬 義廣
---------	-------

令和5年6月1日付

東京 4949	齋藤 雅史
東京 5522	鈴木 博高
東京 8192	池田 直樹
埼玉 1930	高橋 達志
群馬 640	矢嶋 勝見
大阪 1824	武下 恒雄
大阪 1841	武島 巖
岐阜 929	塚原 正師
山形 996	齋藤 繁幸
山形 1143	佐藤 仁
山形 1224	丸川 好美
高知 550	高村 哲夫
高知 688	細木 文雄

令和5年6月12日付

東京 4913	吉村 正人
神奈川 1362	後藤 日吉
神奈川 1719	小杉 進
千葉 1197	齋藤 重吉
栃木 728	杉山 茂
静岡 1128	竹田 誠
奈良 206	市橋 克彦

和歌山 265	山本 勝美
愛知 3019	松本 慶司
石川 490	石野 芳仁
福岡 1507	河野 幸成
長崎 717	池田浩太郎
鹿児島 851	福田 洋二
徳島 329	段 義真

令和5年6月16日付

神奈川 1870	赤松 忠
福岡 1333	林 重敏

令和5年6月20日付

東京 6255	田村 千秋
埼玉 1018	土信田辰雄
兵庫 1981	西井 保
石川 690	藏西 康志
岡山 969	太田 傀一
福島 1231	鈴木 信一

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和5年6月1日付

神奈川 3184	杉本 章一
千葉 2230	豊泉孝一郎
千葉 2250	佐藤 里沙
千葉 2269	岡田 研一
千葉 2270	樋口 章
岐阜 1133	桂川 勇人

令和5年6月12日付

東京 7229	田代 慎
釧路 358	奥田 邦彦
釧路 361	齋藤 健介
高知 685	富永 武志

令和5年6月20日付

東京 7545	山本 松平
神奈川 3188	菅原 陽介
千葉 2271	池田 卓司
静岡 1868	内野 成広
鳥取 486	加納 友広
福岡 2366	阿部 太亮
高知 686	長崎 泰之

ちようさし俳壇

第459回



「星月夜」

深谷 健吾

函館の夜景につづく星月夜
踊唄流るる方へ人流れ
地の物を送り送られお中元
飲食のますます盛ん生身魂

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

耐ゆること老いて身につき梅雨籠
車座で野良弁当や麦の秋
銘茶より勝る自家製新茶酌む
縁側へ風に乗りに来て糸とんぼ

茨城 中原ひそむ

春惜しむ心の友はみな泉下
無造作に蔓梅擬活けにけり
晩年は書道一筋妻の秋
吾が持病なだめて老いて鱗雲

山形 柏屋 敏秋

音もなく南風吹く港町
ひっそりと老人村は梅雨に入る
梅雨晴れや野次馬五人へぼ将棋
石段に地蔵のやうな雨蛙

兵庫 小林 昌三

姫百合との出会ひあるかも散策す
玄関に子の靴ならび梅雨最中

山口 久保真珠美

磯の香や波打ち寄せる春の海
老鶯やお参り済ませ大師堂

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

銘茶より勝る自家製新茶酌む

「新茶」は、夏の季語。その年の新芽で製し、売り出された茶を新茶または走り茶という。香気があり、佳味なので、珍重される。また新茶を壺につめて密封しておくのを茶詰といひ、新茶が出まわると前年の茶は古茶となる。この句の眼目は、「自家製の新茶」である。自家製の新茶を酌みながら、一家団欒の楽しいひと時を過ごす。ほのぼのとした家庭俳句の真髓を詠み込んだ見事な一句である。

中原ひそむ

春惜しむ心の友はみな泉下

「春惜しむ」は、春の季語。行く春を惜しむことである。これから草や木も盛んになる季節を迎えるのであるが、梅や桜といった華やかな時季の終わりで、日本人にとっては独特の寂しさがある。逝くものを悼むような哀愁のこもった季題である。「心の友」とは、互いに心をわかり合う友、即ち親友のこと。「泉下」とは、死人が行くという地下の世界、即ちあの世のこと。多くの「泉下の友」に送る日本人特有の寂しさの気持ちを「春惜しむ」の季語を使って詠み込んだ佳句である。

柏屋 敏秋

石段に地蔵のやうな雨蛙

「雨蛙」は、夏の季語。夏に木の枝や葉裏に指先の吸盤でとまっている青く小さい蛙

で、雨が降りそうな時ギャツギャツと鳴く。体の色は、葉の上などにいる時は緑色であるが、木の幹や地上に移るとたちまち茶色に変わる保護色の好例。石段で出会った蛙を地蔵さんのようだとこの比喩が妙。蛙の色は緑なのに茶っぽい色にびっくり。蛙といえ

ば春なのに。時期は春でなく夏。保護色の「雨蛙」を見て活写したためずらしい佳句である。

小林 昌三

玄関に子の靴ならび梅雨最中

「梅雨」は、夏の季語。六月十一、十二日の入梅の日からおよそ三十日間のじめじめした霖雨またはその時期をいう。揚子江流域とわが国特有のものである。大体南から始まって北に移って行く。近年では、温暖化により気象状況が従来の梅雨とは一変している。玄関には遊び盛りの子達の靴でいっぱい。外遊びしたいが、やむを得ず家遊びで我慢している心情を「玄関の靴」の情景を見て詠み込んだ佳句である。

久保真珠美

老鶯やお参り済ませ大師堂

「老鶯」は、夏の季語。夏の高原や山岳ではまだ鶯が鳴いている。必ずしも老いたと考えなくてもよからう。鶯の鳴く時期は比較的長く山地では八月末まで鳴く。山地の大師堂参りに出かけたところ幸運にも鶯の声が。これも何かのご縁か。爽やかな声に夏の暑さをも忘れるようなお参りを済ませた心情を爽やかに詠み込んだ佳句である。

6月**16日**

登録審査会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法第16条第1項第2号該当者の登録の取消しについて

18、19日

第2回常任理事会

<協議事項>

- 1 第80回定時総会の対応について

20日

第2回選挙管理委員会

<協議事項>

- 1 選挙事務に関する最終確認について

20、21日

第80回定時総会

第1号議案 (イ) 令和4年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ) 令和4年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員等選任の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

第4号議案 周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計の廃止並びに日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

第5号議案 令和5年度事業計画(案)審議の件

第6号議案 (イ) 令和5年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ) 令和5年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

21日

第4回正副会長会議

<協議事項>

- 1 当面の会務運営に関する打合せについて

29日

第5回正副会長会議

<協議事項>

- 1 会長の職務代理について
- 2 専務理事、常務理事及び常任理事の選任について
- 3 副会長及び理事の会務分掌について
- 4 制度対策本部員、各種委員会委員及び研究所研究員等の選任について
- 5 顧問・相談役・参与の委嘱について
- 6 専務理事及び常務理事又はこれらの職務を行う役員の役員手当等について
- 7 第2回理事会の運営等について
- 8 第18回土地家屋調査士特別研修講師説明会への出席者について
- 9 令和6年春の叙勲・褒章候補者の推薦について

7月**4日**

第6回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和5年度第2回理事会審議事項及び協議事項の対応について

4、5日

第2回理事会

<審議事項>

- 1 会長の職務代理について
- 2 専務理事、常務理事及び常任理事の選任について
- 3 副会長及び理事の会務分掌について
- 4 制度対策本部員、各種委員会委員及び研究所研究員等の選任について
- 5 顧問・相談役・参与の委嘱について
- 6 専務理事及び常務理事の役員手当等について
- 7 令和6年春の叙勲及び褒章候補者の推薦について

<協議事項>

- 1 令和5年度の事業執行計画について

第2回理事会における業務執行状況の監査

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



6月22日
～7月15日

今年も暑い夏がやって来た。ここ水道橋の街は、ほぼほぼコンクリートジャングルの中に存在していることもあってか、アスファルトから立ち昇る陽炎と日陰を求めながら歩く人々の姿が真夏の風物詩だと感じる。会議や打ち合わせのため、水道橋の駅から土地家屋調査士会館に向かう役員らの額から滴り落ちる一滴一滴の汗が、明日の土地家屋調査士制度と国民生活の安心をつなぐ架け橋となることを信じて、今日も全国各地から強者(つわもの)達が集うのである。

6月

22日 公益社団法人日本測量協会 理事会

今期から日本測量協会の理事に就任させていただくこととなり、最初の理事会に参加。その後の懇親会では、旧知の先生方とも再会することができ、土地家屋調査士を代表して理事職を担う責務を再確認したところである。

22日 骨太の方針2023への対応

6月16日に閣議決定された「骨太の方針2023」本文に法務局地図作成を含む内容が記載され、私たちが取組んでいる「地図づくり」の有用性・重要性が発信されたことに対して、国会議員の先生方を始めとする関係各位への御礼と説明に伺った。

27日 令和5年度全宅連定時総会(第60回)及び全宅保証定時総会(第51回)懇親会

ハトのマークが象徴的な全国宅地建物取引業協会連合会の定時総会懇親会の案内をいただき出席。会場のホテルニューオータニでも最も広い宴会場を埋め尽くす多くの来賓の方々のご挨拶させていただき、情報の交換に努めたところである。

29日 第5回正副会長会議

新執行部としての布陣を固めるべく、正副会長会議を招集。土地家屋調査士制度を未来につなぐことを念頭にした会議進行を意識したところである。

30日 中国ブロック協議会第66回定例総会

本年の中国ブロック協議会の総会は、山口県下関市にて開催され、羽田から北九州空港経由で下関に向かう。当番会である山口会の皆さんによる工夫を凝らした運営が印象に残る総会となった。

7月

4日 第6回正副会長会議

定時総会后、初招集となる理事会を見据え、正副会長会議を開催し、各副会長からの報告を受けるとともに、議事運営や進行手順等を確認する。

4、5日 令和5年度第2回理事会

新メンバーとして一同に会した理事会を開催。初めて連合会役員として出席した人も、2期目、3期目の理事も緊張の中にも志を胸に参加している様子が伺える。各分掌を審議した後、前期の役員さんからの引き継ぎ等を受け、いよいよ船出である。

6日 司法外交閣僚フォーラム 日ASEAN特別法務大臣会合・オープニングセレモニー

法務省主催の司法外交閣僚フォーラムが、都内のホテルニューオータニにて開催され、オープニングセレモニーから参加する。国際色豊かな会場において、土地家屋調査士の代表として多くの方々にご挨拶をさせていただけた。

7日 北海道ブロック協議会 令和5年度第54回定時総会

北海道ブロックの総会は、函館市にて開催され、羽田から空路で開催地に向かう。コロナ禍を経て、どこも観光客が戻ってきたようだが、ここ函館も大変な数の人で賑わっている。総会では、北海道一円から参集された皆さんと、様々な意見交換をさせていただいた。

12日 東北ブロック協議会第68回定時総会

この日、東北ブロックの総会に出席するため、秋田新幹線で開催地の秋田市へ向かったが、大雨による影響で新幹線は途中停車してしまった。2時間半ほ

ど遅れて辿り着き、皆さんにご挨拶をさせていただくことができ、ホッとしたところである。また、翌日は、連合会の取組や未来構想についてお伝えする時間を設けていただいたことにも感謝である。

14日 近畿ブロック協議会第67回定例協議会

今年の各ブロック協議会の総会のオオトリは近畿ブ

ロック。開催地は神戸市である。梅雨明け間近の猛烈な暑さの中、「近畿はひとつ！」を合言葉にみなさん参集されており、ブロック協議会の強い結束力を感じながら出席させていただいた。

各土地家屋調査士会へ発信した文書

6月16日～7月15日

発信文書の詳細(入手)につきましては直接所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

6月

16日 新様式による領収証の使用及び頒布等について(通知)

16日 会員徽章(調査士バッジ)の頒布価格の改定について(お知らせ)

16日 連合会頒布品の注文書様式の変更について(お知らせ)

16日 国民年金基金の制度広報における「夏季特別加入促進キャンペーン」(8月から10月まで)に係る協力方について(依頼)

19日 「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」について(お知らせ)

22日 第38回写真コンクールの結果について(お知らせ)

27日 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正について(通知)

27日 令和5年度連合会表彰状等の受賞者名簿等の送付について

7月

5日 不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見の提出について(お知らせ)

5日 第18回土地家屋調査士特別研修に関するCPDポイントについて(通知)

10日 土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の価格改定について(お知らせ)

10日 旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の改正について(通知)

10日 令和5年6月29日からの大雨により被災した会員の被害状況の報告方について(依頼)

11日 令和5年度における土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について(お知らせ)

12日 地籍問題研究会第35回定例研究会の開催について(お知らせ)

13日 土地家屋調査士手帳の頒布について(案内)

13日 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する周知について(依頼)

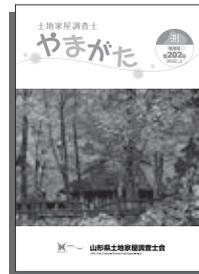
14日 日本土地家屋調査士会連合会役員の会務分掌等について

14日 地籍問題研究会第35回定例研究会のCPDポイントについて(通知)

山形会

「連載 とおる先生のホームページ」

奥山税理士事務所 所長 奥山 享



『やまがた』第202号

個人事業者が令和5年10月に適格事業者になった場合

Q：私は個人事業者ですが、令和5年10月に消費税の適格請求書発行事業者に登録するつもりです。この場合、令和5年の消費税の申告は、どうなりますか？

A：課税か免税で次のような取扱いになります。

【解説】

① 免税事業者の場合

免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります)には、登録日である令和5年10月1日以後は課税事業者となりますので、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

② 課税事業者の場合

課税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、同日から適格請求書発行事業者となりますが、その課税期間(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)中に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

プロフィール

奥山税理士事務所所長・税理士、有限会社奥山経営センターおよび株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ山形代表取締役社長、山形県中小企業経友会事業協同組合(山形県知事認可)の代表理事。

現在、税理士、ファイナンシャルプランナー、医業経営コンサルタント等として会計、税務、医療、資産運用のコンサルタント業務。各地の法人会、商工会、各業界セミナー、講演会、企業内教育の実施。(公社)山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会顧問。



編集後記

本号より編集長を務めさせていただくことになりました。連合会広報部理事の中山敬一です。久保前編集長が今期は広報部長に就任されましたので、その後を引き継ぐ形となりました。前期は広報部員として主にSNS関係に携わりつつ、会報誌の原稿についても確認・編集するなどしてきました。今後は編集長として、本誌の書籍名「土地家屋調査士」の名に恥じないように精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

改めて振り返りますと、本誌の発行部数は約18,000部、毎月会員のお手元に約16,000部お届けするとともに、約2,000部は法務省、法務局をはじめとする行政関係や各種団体、資格専門学校などに配布しております。つまり土地家屋調査士会員における内部広報の役割と土地家屋調査士制度の外部広報の役割、二つの意味合いを持つ広報媒体となっています。今一度広報誌としての役割を再確認し、紙媒体でしかなしえない魅力で情報をお伝えしていきたいと思ひます。

連合会は全国50の土地家屋調査士会により構成されています。そのため紙面はどうしても土地家屋調査士会の動きや土地家屋調査士制度に関わる重要な事柄を伝えることがメインです。もちろんこれらは連合会広報誌としての重要な役割に変わりありません。ところが先に述べたように、今後は外部広報としての発信力を活かして連合会、各土地家屋調査士会だけでなく、連合会を構成する各土地家屋調査士会会員にも焦点を合わせ、魅力ある「人間」土地家屋調査士を紹介できるような記事づくりを目指していきたいと思ひます。そのためには各土地家屋調査士会会員の皆様にも寄稿や取材などのご協力をお願いする場面も出てくると思ひます。その際には是非二つ返事でご了承いただくと幸いです。

二年後にこの役職をバトンタッチする際には、発行部数が更に増え、毎月の広報紙「土地家屋調査士」を楽しみにしているファンも更に獲得できるように連合会広報部、編集長として挑戦してまいります。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



ジェノバは高精度測位を実現する ネットワーク型GNSSデータをお届けします。

最新の地殻変動を考慮した、 高品質リアルタイムデータ配信

電子基準点から理想空間座標を算出し、推定計算することで高品質の配信データを生成し、ばらつきが少ない高精度の測位を実現しました。理想空間座標の生成において、当社では Galileo にも対応しております。

国家座標^{*}に整合するデータ配信 ※電子基準点成果座標

電子基準点を既知点とした GNSS 測量と整合するジェノバ独自の地殻変動補正方式によるデータを提供します。

仮想点を使用した 後処理データサービス(PPK方式)

お客様指定座標を既知点(仮想点)とした観測データを提供。既知点観測が不要になるため、作業効率が大幅にアップします。

「仮想点方式」について 動画で分かりやすく解説しています!



ジェノバは、測量に適したネットワーク型GNSSデータサービスを行うためGNSSメーカー各社(ソキア・トプコン/トプコン/ニコン・トリニプル/ライカジオシステムズ/TAアサヒ)と技術提携し、最適な利用環境を共同で開発・検証しています。(提携企業：順序不同、敬称略)

株式会社ジェノバ

本社 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-34-4 TEL 03-5209-6885 FAX 03-5209-6887
技術センター 〒564-0044 大阪府吹田市南金田1-14-30 TEL 06-6310-9111 FAX 06-6310-4600
TYO:Lat35°41'39".5196 N Long.139°46'11".4276 E OSA:Lat34°45'12".3402 N Long.135°30'24".4590 E